

総務常任委員会報告事項資料

資料 番号	資 料 名	担 当 課
1	令和2年度組織・機構 新旧対照表	企画政策課
2	小田原市エネルギー計画の一部改定について	エネルギー 政策推進課
3	小田原市消防計画の改正について	消防総務課

令和2年2月19日

令和2年度組織・機構 新旧対照表

… 新設、廃止、移管または名称変更する組織

新 (令和2年度)	旧 (令和元年度)
<p>文化 部 ― 図 書 館</p> <ul style="list-style-type: none"> 管 理 係 <ul style="list-style-type: none"> ・サービス係の一部事務を移管 資 料 係 <ul style="list-style-type: none"> ・図書館資料の収集や保存、活用等に関する事務をサービス係から移管し、新設 	<p>文 化 部 ― 図 書 館</p> <ul style="list-style-type: none"> 管 理 係 サ ー ビ ス 係 <ul style="list-style-type: none"> ・管理係と資料係へ事務を移管し、廃止
<p>子 ども 青 少 年 部</p> <ul style="list-style-type: none"> 子 育 て 政 策 課 <ul style="list-style-type: none"> 子 育 て 政 策 係 手 当 ・ 医 療 係 子 ども 青 少 年 支 援 課 <ul style="list-style-type: none"> 子育て政策課こども相談係及びつくしんぼ教室係、並びに青少年課青少年相談係から事務を移管し、おたわら子ども若者教育支援センターに新設 子 ども 青 少 年 相 談 係 <ul style="list-style-type: none"> ・こども相談係と青少年相談係の事務を移管し、新設 つ く し ん ぼ 教 室 係 <ul style="list-style-type: none"> ・つくしんぼ教室係の事務を移管し、新設 青 少 年 課 <ul style="list-style-type: none"> 育 成 係 青 少 年 相 談 係 <ul style="list-style-type: none"> ・新設する子ども青少年支援課子ども青少年相談係へ事務を移管し、廃止 	<p>子 ども 青 少 年 部</p> <ul style="list-style-type: none"> 子 育 て 政 策 課 <ul style="list-style-type: none"> 子 育 て 政 策 係 手 当 ・ 医 療 係 こ ども 相 談 係 <ul style="list-style-type: none"> ・新設する子ども青少年支援課子ども青少年相談係へ事務を移管し、廃止 つ く し ん ぼ 教 室 係 <ul style="list-style-type: none"> ・新設する子ども青少年支援課つくしんぼ教室係へ事務を移管し、廃止 青 少 年 課 <ul style="list-style-type: none"> 育 成 係 青 少 年 相 談 係 <ul style="list-style-type: none"> ・新設する子ども青少年支援課子ども青少年相談係へ事務を移管し、廃止
<p>教 育 部 ― 教 育 指 導 課</p> <ul style="list-style-type: none"> 指 導 係 教 育 相 談 係 <ul style="list-style-type: none"> ・おたわら子ども若者教育支援センターへ移動 学 事 係 教 職 員 係 	<p>教 育 部 ― 教 育 指 導 課</p> <ul style="list-style-type: none"> 指 導 係 相 談 係 <ul style="list-style-type: none"> ・名称変更 学 事 係 教 職 員 係
<p>水 道 局 ― 工 務 課</p> <ul style="list-style-type: none"> 計 画 係 管 路 整 備 係 施 設 再 整 備 係 <ul style="list-style-type: none"> ・高田浄水場の再整備に関する事務を計画係から移管し、新設 	<p>水 道 局 ― 工 務 課</p> <ul style="list-style-type: none"> 計 画 係 整 備 係 <ul style="list-style-type: none"> ・高田浄水場の再整備に関する事務を新設する施設再整備係へ移管 ・名称変更

令和2年度組織・機構 新旧対照表

… 新設、廃止、移管または名称変更する組織

新 (令和2年度)				旧 (令和元年度)			
区 分	部・部相当	課・課相当	係	区 分	部・部相当	課・課相当	係
市長部局	13	57	146	市長部局	13	56	147
市立病院	1	3	5	市立病院	1	3	5
消防	1	11	35	消防	1	11	35
水道	1	4	9	水道	1	4	8
教育委員会	1	3	9	教育委員会	1	3	9
選挙管理委員会	—	1	1	選挙管理委員会	—	1	1
公平委員会	—	—	—	公平委員会	—	—	—
監査事務局	1	—	1	監査事務局	1	—	1
農業委員会	—	1	1	農業委員会	—	1	1
固定資産評価 審査委員会	—	—	—	固定資産評価 審査委員会	—	—	—
市議会	1	1	2	市議会	1	1	2
計	19	81	209	計	19	80	209

→ 1課増1係減

→ 1係増

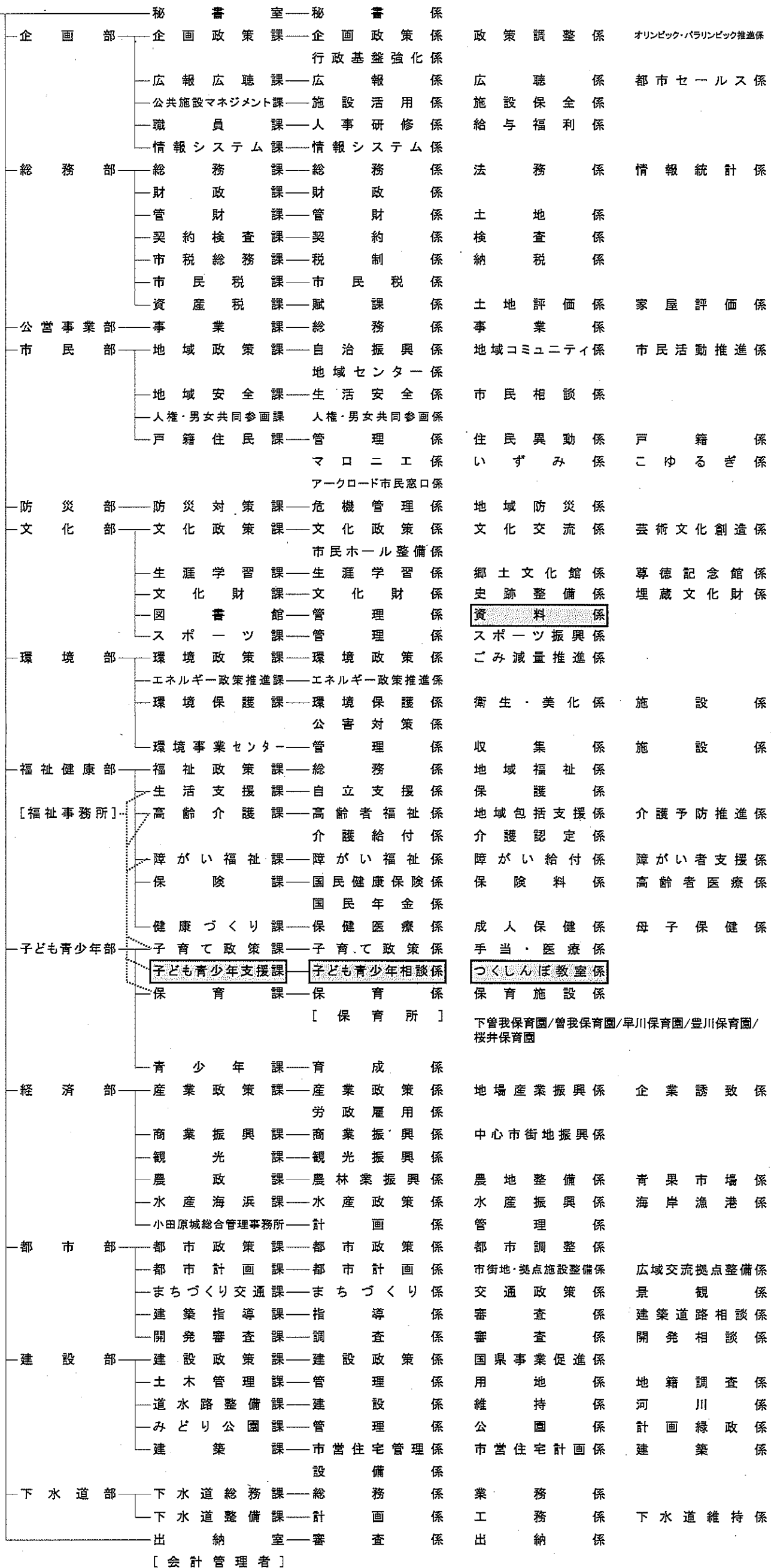
→ 1課増

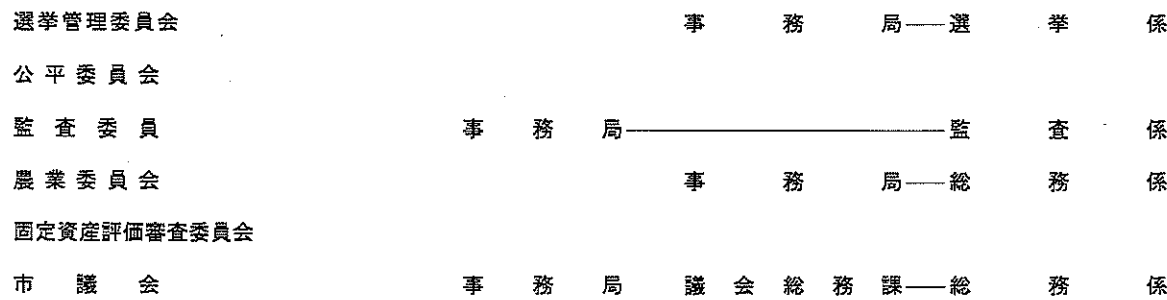
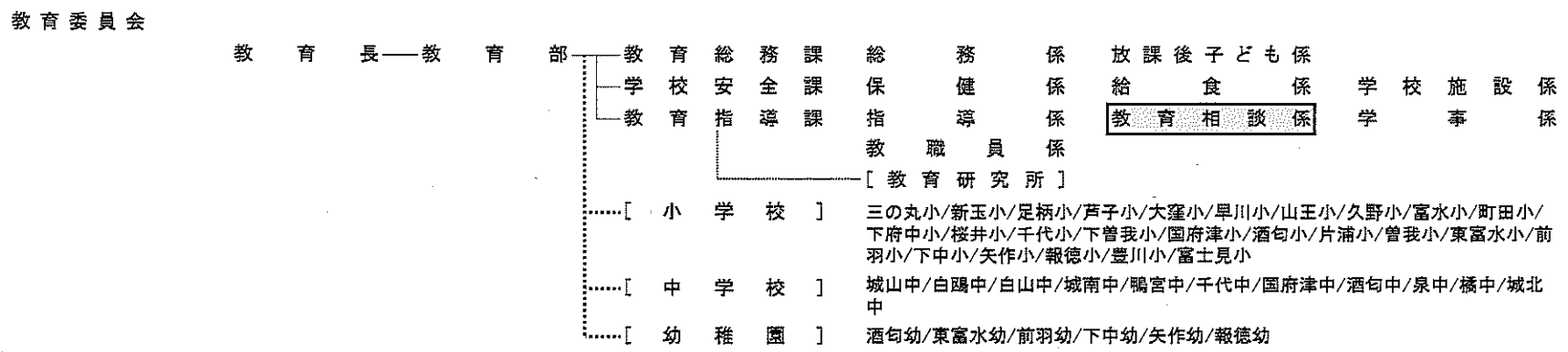
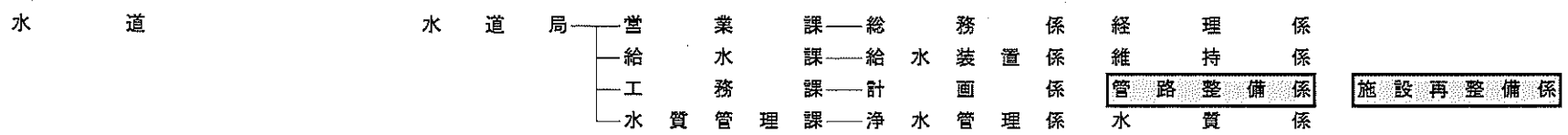
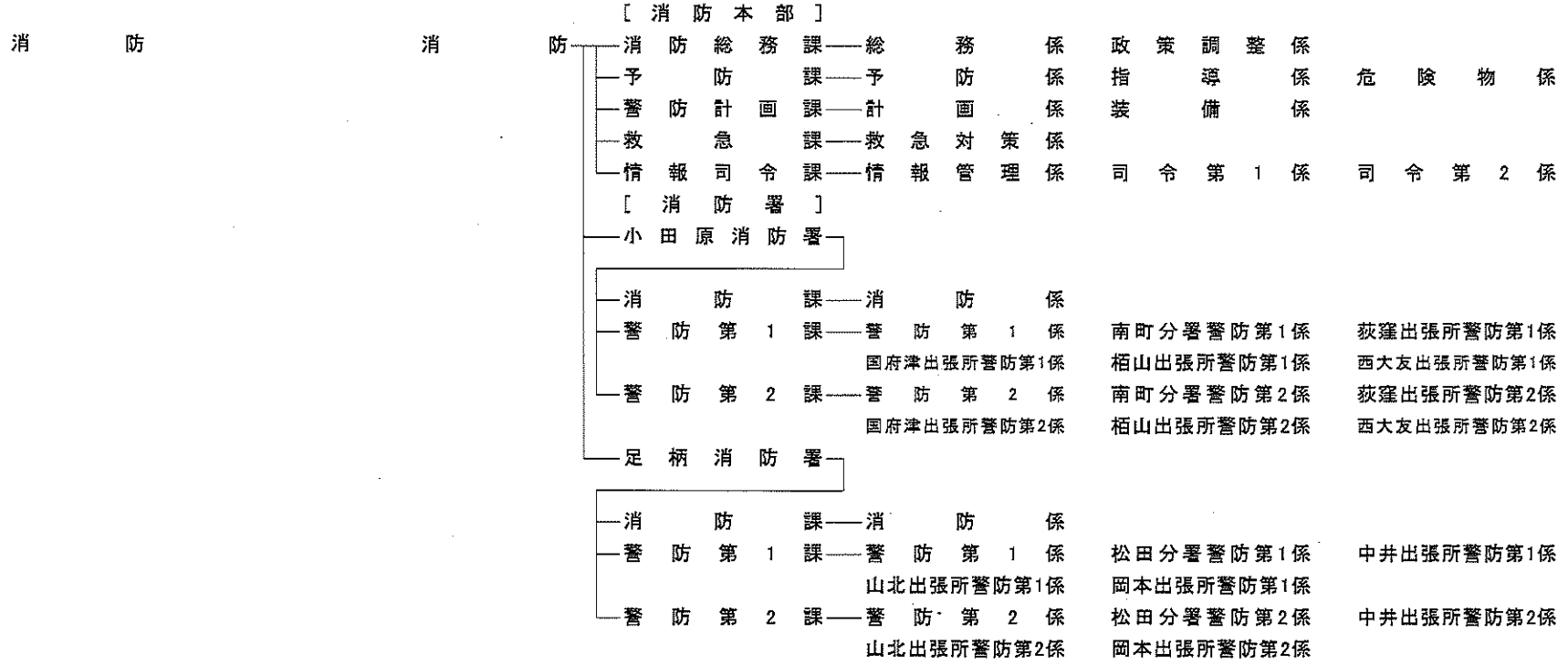
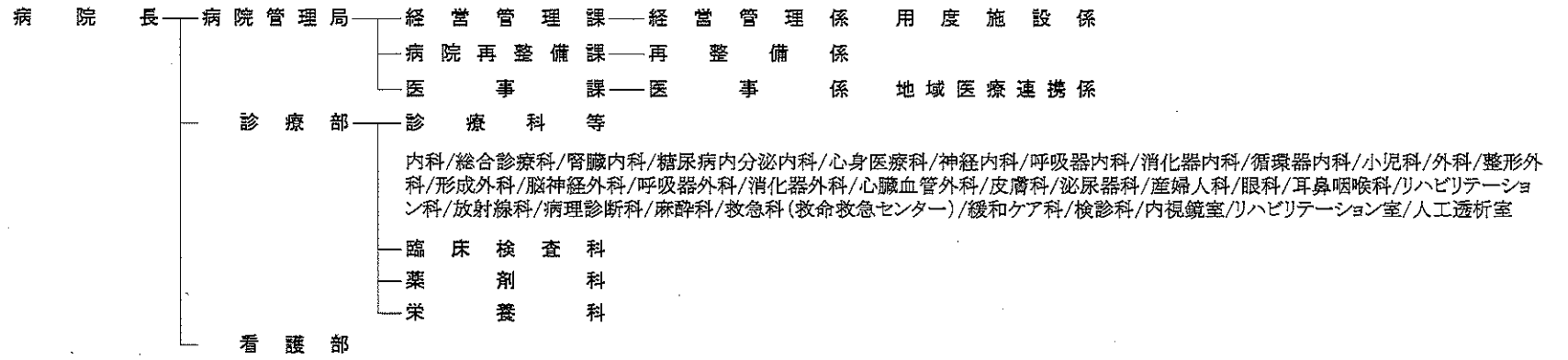
小田原市行政機構図

(令和2年4月1日現在)

市長 局長
市 長

副市長





区分	部・部相当	課・課相当	係
市長部局	13	57(56)	146(147)
市立病院	1	3	5
消防	1	11	35
水道	1	4	9(8)
教育委員会	1	3	9
選挙管理委員会	—	1	1
公平委員会	—	—	—
監査事務局	1	—	1
農業委員会	—	1	1
固定資産評価審査委員会	—	—	—
市議会	1	1	2
計	19	81(80)	209

* 保育所、教育研究所、小学校、中学校、幼稚園は、左記の数に含まれていない。
 * 市立病院の部の数は、診療部、看護部を除く。
 * 消防の課の数は、消防署を除く。
 * ()内は、平成31年4月1日の数

小田原市エネルギー計画の一部改定について

1 背景

(1) これまでの経緯

小田原市エネルギー計画は、小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例（平成 26 年 3 月 31 日条例第 21 号。以下「再エネ条例」という。）に基づき、平成 27 年（2015 年）10 月に策定した。

平成 27 年度（2015 年度）から令和 4 年度（2022 年度）までの 8 年間を計画期間としており、第 5 次小田原市総合計画「おだわら TRY プラン」後期基本計画の見直し時期に合わせ、策定から 4 年後に見直しを行うことと規定している。

今回の見直しは、計画策定から 4 年が経過したことを受け、国際的な潮流や国のエネルギー政策の動向、市内の再生可能エネルギーの導入状況などを踏まえ、必要な見直しを行うものである。

(2) 国内外の動向

ア 国際的な潮流

平成 27 年（2015 年）12 月のパリ協定採択以降、温室効果ガス排出削減を“機会”と考える見方への転換がみられ、情報関連産業や電気自動車等のモビリティサービスなど、排出量削減に資する様々なビジネスが台頭している。

再生可能エネルギーへのシフトは国だけでなく、企業や都市・自治体等、いわゆる非国家主体の連携、具体的なアクションの重要性が高まり、国際的な潮流となっている。

イ 国内のエネルギー政策の動向

平成 30 年（2018 年）7 月に閣議決定された第 5 次エネルギー基本計画では、2030 年に向けては道半ばのエネルギーミックスの達成、再生可能エネルギーの主力電源化を明記するとともに、2050 年に向けてはエネルギー転換・脱炭素化に向けた挑戦を掲げ、温室効果ガス 80%削減を目指したあらゆる選択肢の可能性を追求していくこととしている。

令和元年（2019 年）6 月には、パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略が閣議決定され、ビジネス主導の、従来の延長線上ではない“非連続な”イノベーションを通じた「環境と成長の好循環」の実現を目指すことが示されている。

足元では固定価格買取制度からの自立に向け、需給一体型の分散型エネルギーの活用、エネルギーシステムの在り方といった検討が進んでおり、民間主導の自立的なイノベーションの創出に向け、これまで以上に市内外の先進技術の活用など、官民連携した取組が重要になっている。

2 一部改定の主な内容

今回の改定は、計画期間内の中間見直しであるため、基本的事項や目標の変更は行わず、主に次の点において改定するものである。

(1) 国の動向の反映

閣議決定された第5次エネルギー基本計画や、パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略といった国の動きについて追加する。

(2) 再生可能エネルギーの導入加速化に向けた新たな視点の追加

再生可能エネルギーの導入については、これまでの取組の延長線だけではなく、エネルギー政策に係る国内外の潮流を踏まえた一足飛びのイノベーション創出、ビジネス主導の自立的な取組創出など、市内だけで閉じることなく市外の技術を積極的に活用した、新たな視点が重要となる。

こうしたことから、計画期間後期のリーディングプロジェクトの着実な実施、そして目標の達成に向けて一層の取組推進を図るため、本市がこれまで進めてきた官民連携のアプローチ、エネルギー計画で定めた4つの視点は生かしつつ、これに市内外の先進技術の積極的な活用、社会的な潮流への対応、分野横断的な取組の創出に向けた新たな視点を追加し、5つの視点とする。

(3) 現行計画策定後の取組や条例改正の反映

地産電源の創出に続き、地産電力を供給する体制が市内に構築され、再生可能エネルギーの創出から利用までを一体的に捉えることが可能となったことから、将来のあるべき分散型の地域エネルギーシステムを見据え、平成29年度(2017年度)に実施した地域のエネルギー需給バランスの調整に活用する仮想発電所、いわゆるVPP(バーチャルパワープラント)の取組を明示する。

また、自家消費型の再生可能エネルギーや再生可能エネルギー熱の導入促進に向けて施行した再エネ条例の一部改正について追加する。

3 市民意見(パブリックコメント)の公募結果

令和元年(2019年)12月13日から令和2年(2020年)1月14日までに1件の意見があり、先進技術の採用によるイノベーション化という方向性に同意するとともに、小水力発電の事業化検討など広範囲の再生可能エネルギーの可能性追求を望む旨の内容であった。

4 スケジュール

令和元年(2019年)	11月21日(木)	環境審議会への諮問・審議
	12月13日(金)～1月14日(火)	市民意見の公募
令和2年(2020年)	3月下旬	環境審議会での審議・市長へ答申
	4月上旬	エネルギー計画の一部改定

小田原市エネルギー計画一部改定（案）

（注）本文中、削除する部分には二重取消し線を、追加する部分には下線を、それぞれ引いてあります。

第4章 基本的事項

1 計画策定の背景

(1) 計画策定の必要性

2011年（平成23年）3月11日に発生した東日本大震災は、国内の至るところに甚大な被害をもたらし、中でも福島第一原子力発電所の事故は、これまでの安全安心な暮らしを一変させました。小田原市においても、計画停電による暮らしへの大きな不安、農産物からの放射性セシウムの検出、そして小田原箱根地域への観光客の激減など、市民生活や経済活動は大きなダメージを受けました。その結果、エネルギーの集中生産体制の脆弱性が再認識されるとともに、災害時等の最低限のエネルギー源の確保といった観点から、再生可能エネルギーを中心としたエネルギーの地域自給は不可避の課題となりました。

こうした背景のもと、本市では、市民、市内事業者、地域金融機関、商工会議所等から構成される「小田原再生可能エネルギー事業化検討協議会」を設立し、地域が主体となり、再生可能エネルギーを利用した事業化の検討を行った結果、地域での再生可能エネルギーの利用の仕組みが構築され、再生可能エネルギー事業を行う事業会社が設立されました。

近年、国をはじめとしたエネルギーを取り巻く環境は、固定価格買取制度や電力小売自由化などめまぐるしく変動しており、本市が持続可能なまちを目指していくためには、自らが将来像や目標を示し、方向性を定め、エネルギーの地域自給に向けた取組を市、市民及び事業者が一丸となって進めていく計画が必要となっています。

そこで、本市では、再生可能エネルギーの利用等の促進に向けた基本的な方針を示すため、「小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例」（以下「再エネ条例」という。）を2014年（平成26年）4月に施行するとともに、再エネ条例に基づき、再生可能エネルギーの利用等の促進のための施策の計画的な推進を図るため、再生可能エネルギーの利用等の促進に関する基本的な計画を策定することとしました。

本計画は、再生可能エネルギーの利用を促進し、エネルギー源の分散化、多様化により、地域でのエネルギー自給を目指すものであり、その効果を高めるために、エネルギーの無駄を省き、効率的な利用を図る省エネルギー化も同時に進めていく必要があります。

そのためには、エネルギーの消費者である市、市民及び事業者それぞれの取組が必要であり、家庭部門、業務部門及び産業部門を対象とした計画としています。動力エネルギーを大量に利用している運輸部門については、再生可能エネルギーの活用方法が見えにくいことから、本計画の対象からは除外しています。しかし、今後、化石燃料に代わる電気自動車の普及や燃料電池自動車の開発が進み、運輸部門においても再生可能エネルギーの利用が重要となっていくことも想定されるため、本計画の見直しの際には、運輸部門での再生可能エネルギーの導入についても検討する必要があります。

(2) 国の動向

我が国では、東日本大震災を契機として、環境、経済、復興などの視点から再生可能エネルギーの利用を国策として展開しています。東日本大震災以前に策定した2020年（平成32-令和2年）までのCO₂削減量25%などの目標値を掲げたエネルギー基本計画（平成22年6月策定）を見直し、2014年（平成26年）4月に新たな「エネルギー基本計画（第4次エネルギー基本計画）」を策定しました。この第4次エネルギー基本計画では、再生可能エネルギーを、現時点では安定供給面、コスト面で様々な課題が存在するが、温室効果ガスを排出せず、国内で生産できることから、『エネルギー安全保障にも寄与できる有望かつ多様で重要な低炭素の国産エネルギー源である』と位置づけています。また、これまでのエネルギー基本計画を踏まえて示した水準を更に上回る水準の導入を目指すとし、原子力等の他のエネルギーとの「エネルギーミックス」の検討にはこれを踏まえると言及しています。導入目標としては、2020年の発電電力量のうち、13.5%を再生可能エネルギー等で賄い、2030年（平成42-令和12年）には約20%とする、というこれまでの水準を上回ることを目標として掲げています。

再生可能エネルギーの利用を加速化するため、2011年（平成23年）8月に成立した「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」により、2012年（平成24年）7月に、固定価格買取制度による再生可能エネルギーの全量買取制度が始まりました。この制度により、全国各地で地域が主体となった再生可能エネルギーの利用による地域エネルギー事業の取組が拡大してきました。

2014年（平成26年）には電気事業法が改正され、2016年度（平成28年度）を目途にした一般家庭や小口への電力小売自由化が実施されることとなりました。

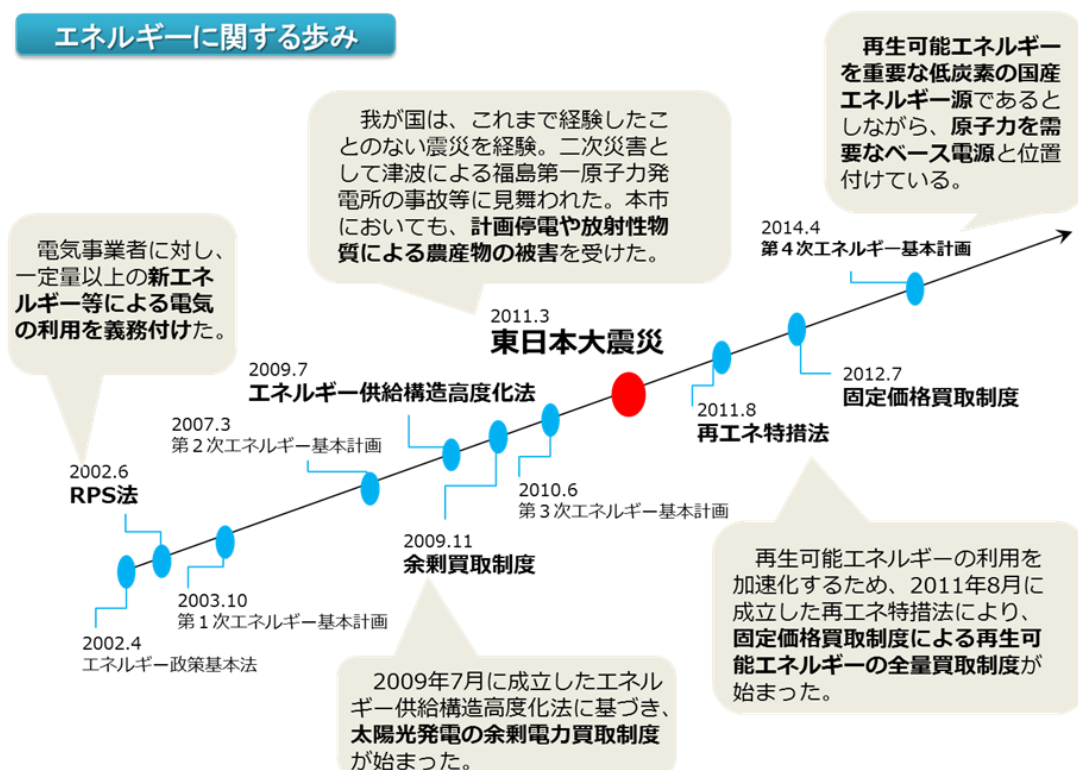
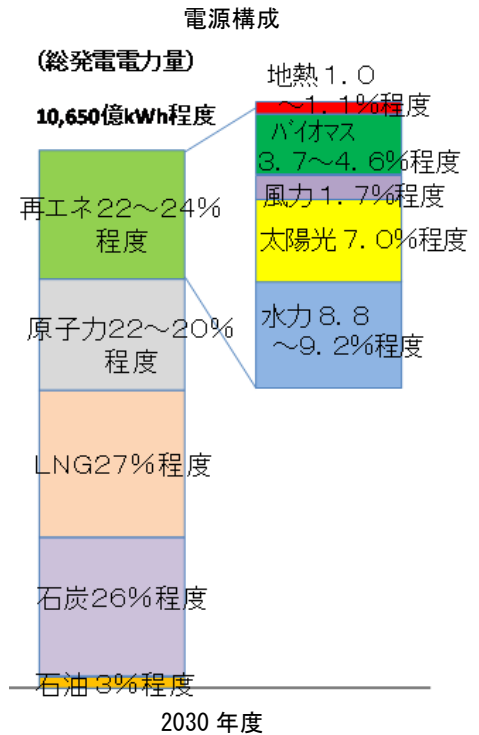


図 我が国のエネルギー政策に関する歩み

さらに、2015年（平成27年）7月には、エネルギー基本計画を踏まえ、エネルギー政策の基本的視点である安全性、安定供給、経済効率性及び環境適合について達成すべき政策目標を想定し、将来のエネルギー需給構造のあるべき姿を示す「長期エネルギー需給見通し」が策定されました。その中では、2030年度の電力の需給構造を、原子力依存度20%～22%程度、再生可能エネルギー22%～24%程度としています。自然条件によらず安定的な運用が可能な地熱、水力、バイオマスを積極的に拡大することにより、ベースロード電源を確保しつつ、原発依存度の低減を図るとともに、自然条件によって出力が大きく変動する太陽光や風力についてはコスト低減を図りつつ、国民負担の抑制の観点も踏まえた上で、最大限の導入拡大を図ることとしています。



出典 経済産業省資源エネルギー庁
長期エネルギー需給見通し（平成27年7月）

2018年（平成30年）7月にはエネルギーを巡る国内外の情勢変化を踏まえ、国のエネルギー政策の基本的な方向性を示す第5次エネルギー基本計画が閣議決定されました。

2030年（令和12年）に向けて、道半ばのエネルギーミックスの達成、再生可能エネルギーの主力電源化を明記するとともに、2050年（令和32年）に向けてはパリ協定発効後の国際的な流れを受け、エネルギー転換・脱炭素化に向けた挑戦を掲げ、温室効果ガス80%削減を目指したあらゆる選択肢の可能性を追求していくこととしています。

また2019年（令和元年）6月には、パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略が閣議決定され、ビジネス主導の、従来の延長線上ではない“非連続な”イノベーションを通じた「環境と成長の好循環」の実現を目指すことが明記されています。

(3) 神奈川県の変遷

2013年（平成25年）7月に、議員提案により「神奈川県再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例」が制定されました。県では、この条例に基づく基本計画として「かながわスマートエネルギー計画」を2014年（平成26年）4月に策定しています。

この計画は、かながわスマートエネルギー構想で掲げた3つの原則（原子力に依存しない・環境に配慮する・地産地消を推進する）を踏襲し、再生可能エネルギー等の更なる普及拡大、エネルギー利用の効率化、蓄電池や燃料電池などエネルギー高度利用技術の積極的な活用により、地域において自立的なエネルギーの需給調整を図る分散型エネルギーシステムを構築し、県経済の発展と県民生活の向上につなげるという基本理念を掲げ、県内における再生可能エネルギーの導入等の促進のための数値目標や基本的な施策等を定めて

います。

数値目標としては、県内の年間電力消費量について、2010年度（平成22年度）比で、2020年度（平成32令和2年度）までに10%、2030年度（平成42令和12年度）までに15%の削減を目指すとともに、年間電力消費量に対する分散型電源による発電量の割合を、2020年度（平成32令和2年度）までに25%、2030年度（平成42令和12年度）までに45%を目指しています。

この目標達成に向け、再生可能エネルギー等の導入加速化、安定した分散型電源の導入拡大、情報通信技術を活用した省エネ・節電の取組促進、地域の特性を活かしたスマートコミュニティの形成、エネルギー産業の育成と振興などに係る施策を進めています。

（４）市内におけるエネルギーの地域自給に向けた動き

① 東日本大震災前の取組

本市では、2000年（平成12年）2月に「小田原市地域新エネルギー計画」（2011年（平成23年）12月策定の小田原市地球温暖化対策推進計画に統合）を策定し、地球温暖化対策推進のため、神奈川県内の自治体に先駆けて住宅用太陽光発電システム設置への補助制度を開始するなど、再生可能エネルギーの普及促進に取り組んできました。

また、市民、事業者など約90名で構成される低公害車普及促進会議（1998年（平成10年）設立、2012年度（平成24年度）よりスマートシティプロジェクトとして再編）により、低公害車の普及促進や再生可能エネルギーに関する勉強会などが積極的に開催されるなど、民間主導の活動が活発化しています。



スマートシティプロジェクトによる
低公害車試乗体験

さらに、2010年度（平成22年度）及び2011年度（平成23年度）の2か年にわたり、市役所車庫棟に合計100kWの太陽光発電システムを設置するなど、市有施設への再生可能エネルギーの率先導入を進めてきました。

② 東日本大震災以降の取組

東日本大震災の発生に伴う計画停電等により、市民生活や事業活動、地域経済が大きなダメージを受けたことでエネルギーの集中生産体制の脆弱性が露呈し、エネルギー源の分散化、多様化によるエネルギーの地域自給が安全安心なまちづくりのためには不可避の課題と強く認識させられました。

その結果、市民、市内事業者、地域金融機関、商工会議所等から構成される小田原再生可能エネルギー事業化検討協議会を設立し、「創エネ」、「省エネ」、「みんなのエネルギー」を基本的な考え方として、地域に存在する太陽光などの再生可能エネルギーを利用した事

業化の検討を開始しました。

この協議会での太陽光発電の事業化検討を受けて、2012年度（平成24年度）には、太陽光発電などの再生可能エネルギー事業を実施する事業会社として「ほうとくエネルギー株式会社」が設立され、公共施設の屋根貸し事業への応募や大規模太陽光発電事業などを実施しています。



太陽光発電屋根貸し事業において設置された富水小学校屋上の太陽光パネル

こうした地産電源の創出に続き、2016年度（平成28年度）には電力システム改革に伴う小売の全面自由化を受けて、地産電力を供給する体制が市内に構築されました。これにより、再生可能エネルギーを創るだけでなく、その利用までを一体的に捉えることが可能となり、再生可能エネルギーの利用等の裾野の拡大が図られました。

また、2017年度（平成29年度）には、これまで主に災害時の備えに特化していた定置式の蓄電池に新たな意味を持たせるべく、平常時には地域のエネルギー需給バランスの調整に活用する仮想発電所、いわゆるVPP（バーチャルパワープラント）の取組を実施しました。これは、地域に分散して設置された独立のエネルギー源を一体的・統一的に制御することで、地域エネルギーインフラの一部としての機能を与えるものです。

将来のあるべき分散型の地域エネルギーシステムを見据え、引き続き地域エネルギーマネジメントの高度化を図っていきます。

③ 再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例の制定

本市では、再生可能エネルギーの利用の促進に向けた基本的な事項を示し、市、市民及び事業者が一丸となって再生可能エネルギーの利用等に取り組むための総合的な方針として、再エネ条例を2014年（平成26年）4月1日に施行しました。

条例には、目的、基本理念、市・市民及び事業者の責務のほか、再生可能エネルギー事業に対する支援策も盛り込んでいます。さらに、再生可能エネルギーの利用等の促進に関する総合的な施策の計画的な推進を図るため、再生可能エネルギーの利用等の促進に関する基本的な計画を策定することを言及しています。

また2017年度（平成29年度）には、新たに自家消費型の再生可能エネルギーや再生可能エネルギー熱の導入促進に向け、再エネ条例の一部改正を行うなど、国のエネルギー政策動向に沿った見直しを適宜行っています。

2 計画の目的

(1) 計画の目的

本計画は、小田原市の目指すべき将来像を描き、その実現に向けて、再生可能エネルギーの利用等の促進のための総合的な施策を計画的に推進することを目的としています。

目的の達成のために、長期的な視野に立った目標を掲げ、市内で生活や事業活動を行う人々が再生可能エネルギーの利用等に取り組むための方向性を示すものです。

(2) 目指すべき将来像

東日本大震災の影響を受け、市内の広範な地域で計画停電が実施され、市民生活や地域の経済活動は大きな打撃を受けることとなり、エネルギーの集中生産体制の脆弱性を実感させられました。

エネルギーは、本来、水や食料などと同様に私たちの生活に欠かすことのできない、いのちを支える要素の一つです。環境に負荷が少なく、枯渇することがないエネルギー源を利用し、地域自らがエネルギーを創り出すことにより、エネルギーの集中生産体制に依存しない、エネルギー源の分散化、さらには多様化を図ります。

これは、地域で消費するエネルギーを地域で創るエネルギーで賄うというエネルギーの地域自給を目指すものであり、ひいては、市民、事業者の生活や活動を守ることにもつながります。この動きを一過性のものとせず、世代を超えて引き継いでいくような、持続可能なまちを目指すべき将来像として掲げます。

《目指すべき将来像》

エネルギーを地域で自給する持続可能なまち

(3) 3つの基本方針

目指すべき将来像を実現するため、3つの基本方針を定めます。

《基本方針》

- 再生可能エネルギーの導入
- 省エネルギー化の推進
- 未来へつなげる担い手の育成

○再生可能エネルギーの導入

東日本大震災以降、災害時のエネルギー源確保は重要な課題となっており、安定したエネルギーの供給は市民の安全安心の核となることから、エネルギー源の分散化、多様化を図る必要があります。本市が目指すエネルギーを地域で自給する持続可能なまちは、地域で永続的に創り出すことができる環境負荷の少ない再生可能エネルギーの利用により実現することが望ましいことから、再生可能エネルギーの導入を進めます。

○省エネルギー化の推進

地域で永続的に創り出すことができ、環境に負荷の少ない再生可能エネルギーの利用により、エネルギーを地域で自給する持続可能なまちを目指しますが、その再生可能エネルギーは地域に一度に取り出せるエネルギー量には限りがあります。そのため、再生可能エネルギーを有効に活用するためには、市内のエネルギー使用量の削減が必要となります。

市民や事業者が電気などのエネルギーを大切に使うこと、効率的に利用することは、再生可能エネルギーの導入と同じ効果があることから、省エネルギー化に向けた一人ひとりの取組を推進します。

○未来へつなげる担い手の育成

エネルギーは市民生活や事業活動にとって欠くことができないものです。だれもが、地域で消費するエネルギーをできるだけ地域で創り出し、そのエネルギーを有効に活用すべきというエネルギーに対する認識を持ったうえで、自ら再生可能エネルギーの利用に取り組めるよう、普及啓発を図ります。また、未来を担う子どもたち、特に、小学生への環境教育に重点を置きながら、市民や事業者が行う再生可能エネルギー利用の取組が永続的に受け継がれるための担い手となる人材を育成します。

(4) 45つの視点

目指すべき将来像を実現するために、3つの基本方針のもと45つの視点を定めます。

《45つの視点》

- 自然環境・生活環境の保全
- 災害時のエネルギー源の確保
- 市民の力・地域の力の最大限発揮
- 地域経済への還元・創造
- 先進技術の活用とイノベーションの創出

○自然環境・生活環境の保全

小田原市は、箱根外輪山や久野、曾我といった丘陵地帯、中央部を流れる酒匂川、そして相模湾など、豊かな自然環境に恵まれた住みやすい地域であり、東日本大震災以前から自然環境を守るための様々な取組を行ってきました。特に、東日本大震災以降は、地球温暖化の原因である温室効果ガスの排出が極めて少ないエネルギー源である再生可能エネルギーの導入施策の検討を行ってきているところです。

本市の豊かな自然環境と良好な生活環境を守り育てるという視点に立ち、市、市民及び事業者が一丸となって再生可能エネルギーを利用する取組を行います。

○災害時のエネルギー源の確保

東日本大震災の発生により、市内では広範な地域で計画停電が実施され、エネルギー源確保の重要性を認識することとなりました。再生可能エネルギーは地域固有の資源であるとともに、地域で利用することができるエネルギー源であり、市、市民及び事業者が積極的に再生可能エネルギーを利用することにより、分散型のエネルギー源を保有することができ、震災等の災害時にもエネルギー供給が途絶えないような体制を整えることができます。また、天候等に左右される再生可能エネルギーの不安定な電力を補完するため、蓄電池を導入することで、再生可能エネルギーの利用による災害時の非常用電源としての効果が高まります。

災害時のエネルギー源を確保し、市民生活の安全と安心を守るという視点からも再生可能エネルギーの利用は欠かせないものです。

地球温暖化の進行に伴い国内においても気象災害が頻発、激甚化の傾向が見られることから、こうした災害への備えとしても再生可能エネルギー活用の重要性が高まっています。

○市民の力・地域の力の最大限発揮

エネルギーは市民生活や事業活動にとって必要不可欠なものです。本市が再生可能エネ

ルギーの導入や省エネルギー化の推進に取り組むだけではその効果は小さく、市民、事業者、さらに地域が一体となって主体的に取り組むことが必要となります。市内には、さまざまな活動を行っている多くの市民がいることから、エネルギー分野においても、市民の力、地域の力を最大限発揮できるような仕組みを構築し、取組を進めます。

○地域経済への還元・創造

地域主体の再生可能エネルギーの利用は、それまで市外に流出していた資金を市内で循環させるという経済的効果も生み出します。また、地域での新たなビジネスの創造や雇用の創出などにもつながることから、その利用から生じる利益や付加価値が地域に還元され、地域経済の活性化が見込まれます。さらに、多くの市民や、地域が一体となった取組は、経済面だけではなく、地域コミュニティの活性化にもつながり、地方創生の一端を担うものとなり得ます。

本市が持続可能なまちを目指していくためには、地域経済への還元・創造という視点からも、再生可能エネルギーの導入を図っていきます。

○先進技術の活用とイノベーションの創出

エネルギー計画に掲げた野心的な目標の達成のためには、市の率先的な行動だけに留まらず、内外からの先進技術等を積極的に活用しながら、より裾野の広い取組を実施していくことが重要です。

官民の積極的な連携、役割分担のもと、再生可能エネルギーの利用のつくる、とどける、つかうの各段階に効果的にアプローチする、分野横断的なビジネス主導のイノベーションの創出を図っていきます。



3 計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけ

本市では、2011年（平成23年）3月に、「市民の力で未来を拓く希望のまち」を将来都市像とする、「おだわらTRYプラン（第5次小田原市総合計画）」を策定しました。その中で4つのまちづくりの目標を定め、その一つに「豊かな生活基盤のある小田原」を掲げ、自然環境を生かしたクリーンエネルギーの導入や資源の地域内循環の構築など、地球温暖化防止に向けた取組を地域ぐるみで推進する施策を挙げています。

同年12月に策定した「第2次小田原市環境基本計画」では、「良好な環境を守り育て 豊かな水と緑あふれる持続可能な環境共生都市 小田原」を望ましい環境像として定め、低炭素社会を構築し、地球温暖化問題に地域から取り組むまちを目指すという基本目標を掲げています。また、同年、第2次小田原市環境基本計画の分野別計画として、2022年（[平成34令和4](#)年）までの温暖化対策の目標と施策の方向性を示し低炭素社会への転換を図るため、新たに「小田原市地球温暖化対策推進計画」を策定しています。

本計画は、再エネ条例第3条に定められた基本理念のもと、同条例第7条に基づき策定されるものであり、第2次小田原市環境基本計画におけるエネルギー分野の分野別計画として位置づけ、地球温暖化対策推進計画や低炭素都市づくり計画などと連携をとりながら、推進していきます。

エネルギー政策は環境政策のみならず、本市の様々な分野の施策と密接に関連しているため、本計画で示す取組は、2017年度（平成29年度）から始まる「おだわらTRYプラン」の後期基本計画に反映します。

小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例（抜粋）

（基本理念）

第3条 市、市民及び事業者は、相互に協力して、再生可能エネルギーの利用等の促進に努めなければならない。

2 市、市民及び事業者は、再生可能エネルギーの利用に当たっては、地域ごとの自然条件に合わせ継続的に活用するとともに、環境への影響に十分配慮しなければならない。

3 再生可能エネルギーは、地域固有の資源であるとの認識のもとに、地域に根ざした主体により、防災対策の推進及び地域の活性化に資するように利用されなければならない。

（エネルギー計画）

第7条 市長は、再生可能エネルギーの利用等の促進に関する総合的な施策の計画的な推進を図るため、再生可能エネルギーの利用等の促進に関する基本的な計画（以下この条において「エネルギー計画」という。）を策定するものとする。

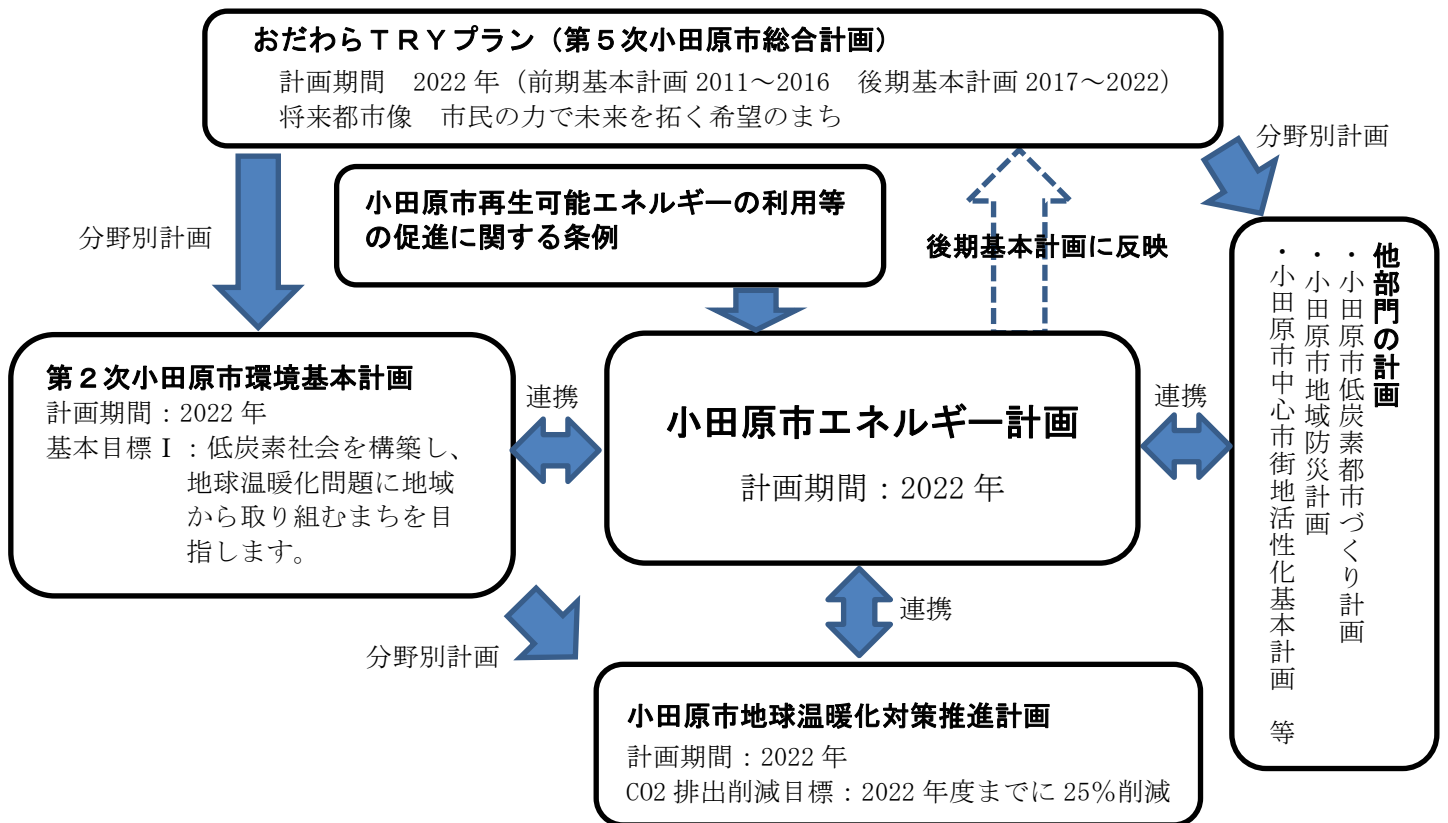


図 小田原市エネルギー計画の位置づけ

(2) 計画の対象期間

本計画の対象期間は、上位計画である「おだわらTRYプラン」、「第2次小田原市環境基本計画」、「小田原市地球温暖化対策推進計画」などの計画期間を踏まえて、2015年度（平成27年度）から2022年度（平成34令和4年度）までの8年間とします。

しかし、国における地球温暖化対策の長期目標を踏まえ、2050年度（平成62令和32年度）までの長期目標も設定し、その目標の下で、再生可能エネルギーに関する取組を体系的に進めていきます。

また、おだわらTRYプランの後期基本計画の見直し時期に合わせ、4年後に見直しを行うこととします。

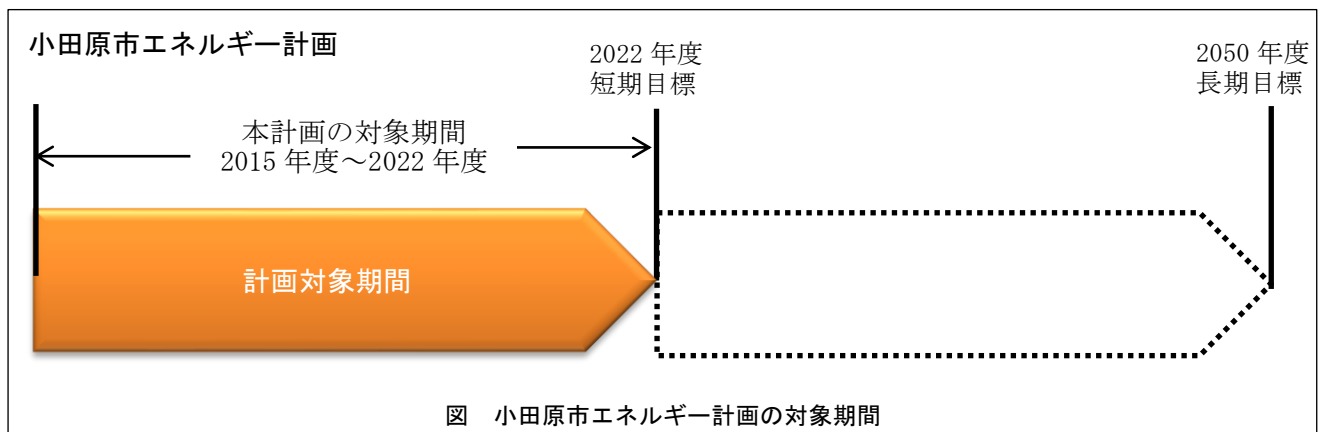


図 小田原市エネルギー計画の対象期間

第2章 小田原市の現状

1 小田原市の地域特性

(1) 自然的特性

① 位置

小田原市は、神奈川県西部に位置しており、市域は東西 17.5 km、南北 16.9 km、面積は ~~114.06~~113.81 km²で、神奈川県の面積の 4.7% を占め、県内の市としては、横浜市、相模原市、川崎市に次いで 4 番目の広さを有しています。

② 地形・気候

小田原市の南西部は箱根連山につながる山地であり、東部は大磯丘陵につながる丘陵地帯になっています。中央には酒匂川が南北に流れて足柄平野を形成しており、南部は相模湾に面しています。黒潮の影響を受けた温暖な気候と適度な雨量が、生活の快適さだけでなく、梅やみかんをはじめとした多くの農産物の成長を支えています。

2013 年（平成 25 年）の状況を見ると、年平均気温は 15.8℃、最高気温 36.4℃、最低気温 -4.7℃ となっています。年間降水量は 1,749 mm、日照時間は 2,129 時間、平均風速は 1.8m でした。

(2) 社会的特性

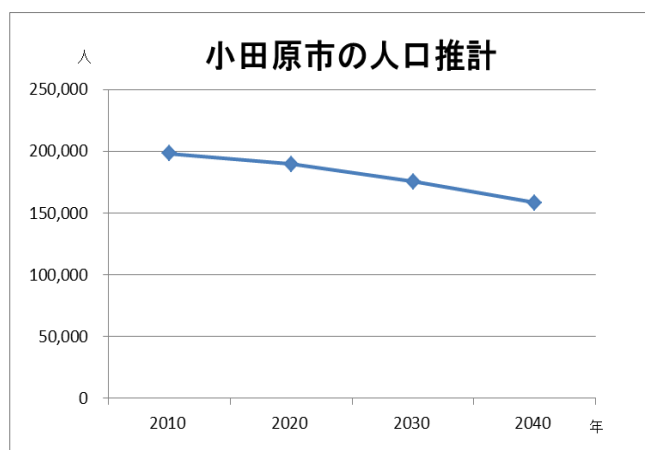
① 人口と世帯数

小田原市の人口は 2015 年（平成 27 年）4 月 1 日現在で、194,295 人（男 94,739 人、女 99,556 人）、世帯数は 80,495 世帯です。

1955 年（昭和 30 年）の国勢調査で約 11 万人であった人口は年々増加し続け、1995 年（平成 7 年）には 20 万人に達しました。その後も増加傾向にありましたが、1999 年（平成 11 年）の 200,695 人をピークに減少に転じ、以後は緩やかな減少傾向を示しています。

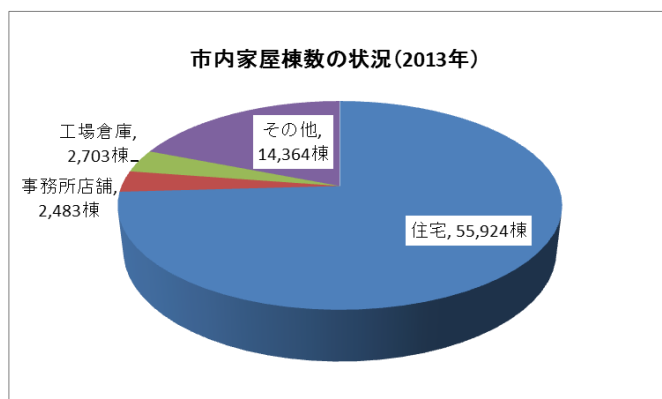
② 人口の推移

国立社会保障・人口問題研究所によると、小田原市の人口は、2010 年（平成 22 年）の 198,333 人から 30 年後の 2040 年（~~平成 52~~令和 22 年）には 158,299 人に減少し、少子・高齢化と相まって、つぼ型の人口構成になると推計しています。



③ 家屋の状況

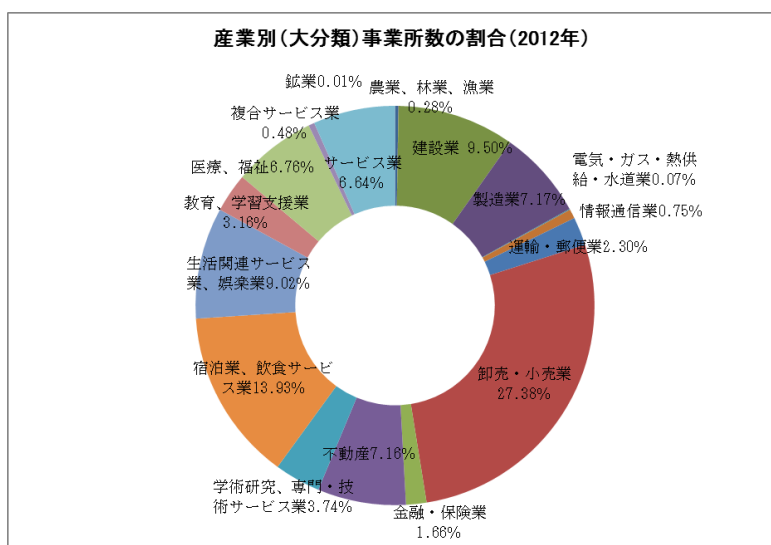
2013年（平成25年）の市内の家屋の現状は、全体棟数75,474棟のうち、住宅・アパートが55,924棟（74.1%）、事務所・店舗が2,483棟（3.3%）、工場・倉庫が2,703棟（3.6%）、その他14,364棟（19.0%）となっています。持家世帯のうち戸建住宅数は約42,000棟と推測され、毎年300件から400件程度、増加しています。新築の状況としては、毎年1,000件近くの家屋が新築されており、2013年（平成25年）は、新築1,077件のうち専用住宅924件（木造767件、非木造157件）となっています。



④ 産業構造

市内の事業所数は2006年（平成18年）で8,634事業所、2009年（平成21年）で8,991事業所、2012年（平成24年）で8,271事業所であり、近年は減少傾向にあります。

2012年（平成24年）の事業所数を見ると、卸売・小売業が27%、宿泊業・飲食業が14%、建設業が10%、生活関連サービス業・娯楽業が9%、製造業が7%を占めていることがわかります。



製造業事業所ですが、従業員数4人以上の事業所は2012年（平成24年）には267事業所、製造品等出荷額は6,951億3,800万円であり、2009年（平成21年）には304事業所、6,296億8,300万円でした。事業所数の減少は景気悪化などによる事業所の撤退などが影響しているものと考えられます。しかし、製造品等出荷額については増加していることがわかります。業務部門の床面積の推移としては、2009年（平成21年）には134万㎡、2012年（平成24年）は131万㎡と横ばい状態です。

2 小田原市のエネルギー利用の特性

(1) エネルギー消費量

「小田原市地球温暖化対策推進計画」の年次報告書における温室効果ガス排出量の推計に用いるデータを用い、部門別エネルギー消費量及びエネルギー源別エネルギー消費量の推移を表に、2010年度（平成22年度）の内訳を円グラフに示しました。

2010年度（平成22年度）のエネルギー消費量は9,922,551GJ（ギガジュール）であり、部門別では、産業部門（※1）が47.6%を占め、家庭部門及び業務部門（※2）で残りを二分する形となっています。

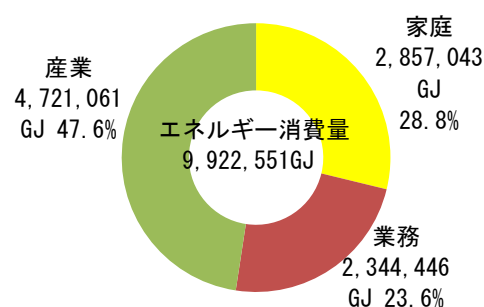
また、2010年度（平成22年度）のエネルギー消費量のうち、電力消費量は4,935,254GJであり、49.7%を占め、次いで、都市ガスが2,492,875GJで約4分の1を占めています。

市内部門別エネルギー消費量

（単位：GJ）

	2010(H22)		2011(H23)		2012(H24)	
		構成比		構成比		構成比
家庭部門	2,857,043	28.8%	2,556,751	25.7%	2,600,180	26.5%
業務部門	2,344,446	23.6%	2,395,566	24.0%	2,361,867	24.0%
産業部門	4,721,061	47.6%	5,011,348	50.3%	4,868,416	49.5%
合計	9,922,551	100.0%	9,963,666	100.0%	9,830,462	100.0%

市内部門別エネルギー消費量
2010年度（H22）

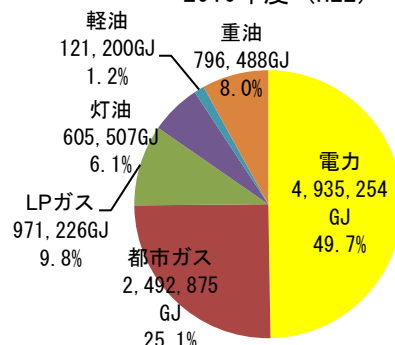


市内エネルギー源別エネルギー消費量

（単位：GJ）

	2010(H22)		2011(H23)		2012(H24)	
		構成比		構成比		構成比
電力	4,935,254	49.7%	4,462,988	44.8%	4,524,084	46.0%
都市ガス	2,492,875	25.1%	2,498,083	25.1%	2,302,003	23.4%
LPガス	971,226	9.8%	971,959	9.8%	971,854	9.9%
灯油	605,507	6.1%	860,143	8.6%	850,349	8.7%
軽油	121,200	1.2%	123,184	1.2%	157,971	1.6%
重油	796,488	8.0%	1,047,309	10.5%	1,024,202	10.4%
合計	9,922,551	100.0%	9,963,666	100.0%	9,830,462	100.0%

市内エネルギー源別エネルギー消費量
2010年度（H22）



※1 産業部門は、農林水産業などの第1次産業、製造業や建設業などの第2次産業を含む。

※2 業務部門は、事務所ビル、スーパーマーケット、卸小売店、飲食店、学校、病院、公的機関を含む。

(2) 電力消費の状況

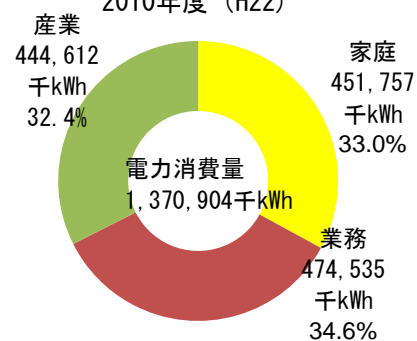
2010年度(平成22年度)のエネルギー消費量9,922,551GJのうち、電力消費量は4,935,254GJ(=1,370,904千kWh)であり、約半分を占めています。市内の電力消費量における部門別の内訳を表と円グラフに示しました。家庭部門、業務部門及び産業部門はそれぞれ3割程度の分布となっています。

市内部門別電力消費量内訳

(単位:千kWh)

	2010(H22)		2011(H23)		2012(H24)	
		構成比		構成比		構成比
家庭部門	451,757	33.0%	419,147	33.8%	414,800	33.0%
業務部門	474,535	34.6%	298,876	24.1%	304,780	24.3%
産業部門	444,612	32.4%	521,696	42.1%	537,110	42.7%
合計	1,370,904	100.0%	1,239,719	100.0%	1,256,690	100.0%

市内部門別電力消費量内訳
2010年度(H22)



第3章 市内の再生可能エネルギーの利用可能性

1 再生可能エネルギー別の導入ポテンシャル

再生可能エネルギーには、太陽、風力、水力、地熱、バイオマス、雪氷熱、温度差熱などがありますが、本計画では、環境省「平成24年度 再生可能エネルギーに関するゾーニング基礎情報整備報告書」（以下「ゾーニング報告書」という。）で推計された「太陽光発電」、「陸上風力発電」、「中小水力発電」、「地熱発電」、「太陽熱利用」、「地中熱利用」、「木質バイオマス」の各再生可能エネルギーについて、導入ポテンシャルと本市における利用可能性を整理しました。

電力では太陽光発電の導入ポテンシャルが多く、利用可能性が高くなっています。また、熱では、地中熱利用及び太陽熱利用の導入ポテンシャルが多く、利用可能性が高い結果となっています。

再生可能エネルギー	導入ポテンシャル	本市における利用可能性
太陽光 建物	360 千 kW	<ul style="list-style-type: none"> ・1年間の日照時間は2,129時間（平成25年）であり、1年を通じて安定した日照を得ることができる。 ・技術的に成熟が見られ、市民や事業者にとって比較的、着手しやすい。
太陽光 土地	120 千 kW	
陸上風力	18 千 kW	<ul style="list-style-type: none"> ・市域の平均風速は1.8m/s（平成25年）であり、風力発電に必要とされる平均5.5m/s以上の風速を満たしていない。 ・周辺環境との調和や騒音などの課題がある。
中小水力	3 千 kW	<ul style="list-style-type: none"> ・市内河川の流量や落差などを踏まえると、費用対効果が低い。 ・安定したエネルギー源の確保の観点から、将来的に利用を検討する必要がある。
地熱	—	<ul style="list-style-type: none"> ・市内における賦存量はなし。 ・地熱発電は地下1,000m～3,000m程度まで掘り下げる必要があり、準備期間が長く、費用がかかる。
太陽熱	67,736 万 MJ/年	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光と同様に、安定した日照時間を得ることができるため、市域における導入ポテンシャルは高い。 ・太陽熱システムはエネルギー効率が高く、設置価格も高額ではないため、市民や事業者にとって導入しやすいが、熱として利用することが必要である。
地中熱	513,575 万 MJ/年	<ul style="list-style-type: none"> ・市域における導入ポテンシャルは高い。 ・認知度が低いことに加え、設備導入に係る初期コストが高く、設備費用の回収に時間を要する。
木質バイオマス	29,834 万 MJ/年	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽熱や地中熱と比較すると、導入ポテンシャルは低い。 ・主に間伐材や剪定枝が想定され、利用可能な資源量は少ないが、林業再生、雇用の拡大など経済効果は大きいことから、将来的な利用を検討することが必要である。

2 再生可能エネルギーの利用可能性

第1章で述べたとおり、本市では、市民、市内事業者、地域金融機関、商工会議所等から構成された小田原再生可能エネルギー事業化検討協議会により、地域のエネルギー資源である再生可能エネルギーの事業化方策を検討した結果を踏まえ、太陽光発電屋根貸し事業や大規模太陽光発電事業を実施しています。また、市内河川における小水力発電の事業化についても検討してきましたが、採算が見込めず、事業化の可能性が極めて低いという結論に至っています。

ここでは、これまでの本市での検討結果、前述した導入ポテンシャル及び現時点での経済性から、「太陽光発電」、「太陽熱利用」、「地中熱利用」についての小田原市における利用可能性について示します。しかし、小水力発電及び木質バイオマス発電などエネルギー源の多様化や安定した電力の供給が図られる再生可能エネルギーの利用についても、その可能性について今後も検討を進めていきます。

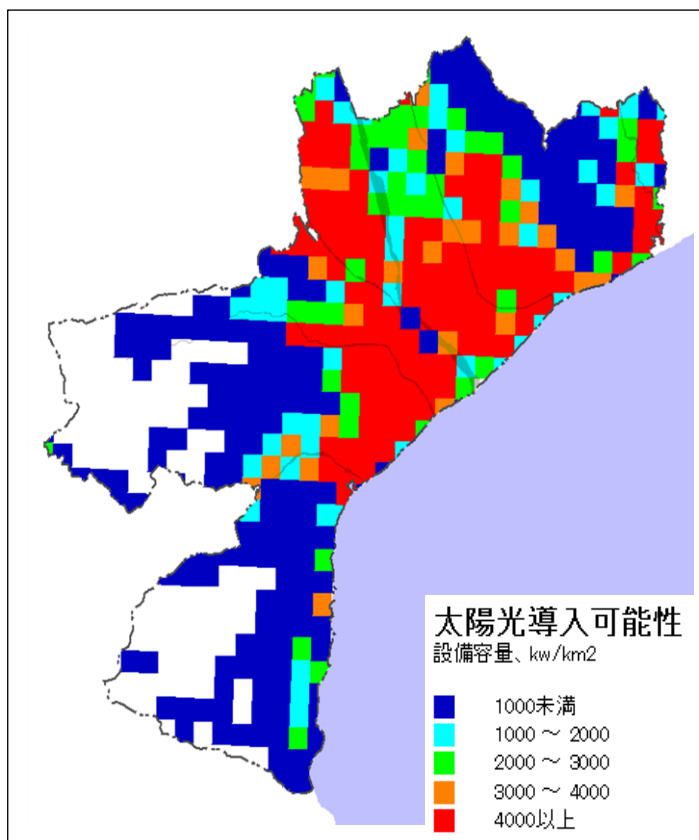
(1) 太陽光発電の利用可能性

環境省のゾーニング報告書及び都市計画基礎調査等をもとに推計した小田原市の太陽光発電による建物と土地を合わせた導入ポテンシャルは 480 千 kW と推計されています。想定される年間発電量は 512,986 千 kWh であり、これは、2010 年度（平成 22 年度）の市内電力消費量 1,370,904 千 kWh の 37%に相当します。市内の 2010 年度（平成 22 年度）末の太陽光発電の導入量は、設備容量として 4,783 kW、年間推定発電量 5,112 千 kWh であり、年間電力消費量 1,370,904 千 kWh の 0.4% になります。

太陽光による発電は日照時間や日射量など気象条件の影響を受けますが、小田原市は1年を通じて安定した日照を得ることができ、日射量も十分あること、また、昨今の技術開発による導入コストの低減、設置までの期間の短さなどから、市民や事業者にとって、太陽光発電は比較的、着手しやすいものと考えられます。

市内事業所へのアンケート調査においても、設備導入費用が課題とされますが、太陽光発電システムの導入意向が示されていま

【建物に着目した太陽光発電導入ポテンシャル分布図】



出典：環境省 平成 24 年度再生可能エネルギーに関するゾーニング基礎情報整備報告書

す。太陽光発電は、公共施設における率先導入、広域避難所への設置、新築住宅への設置などのほか、事業所への導入も見込まれることから、小田原市において導入の可能性の高いエネルギーと言えます。

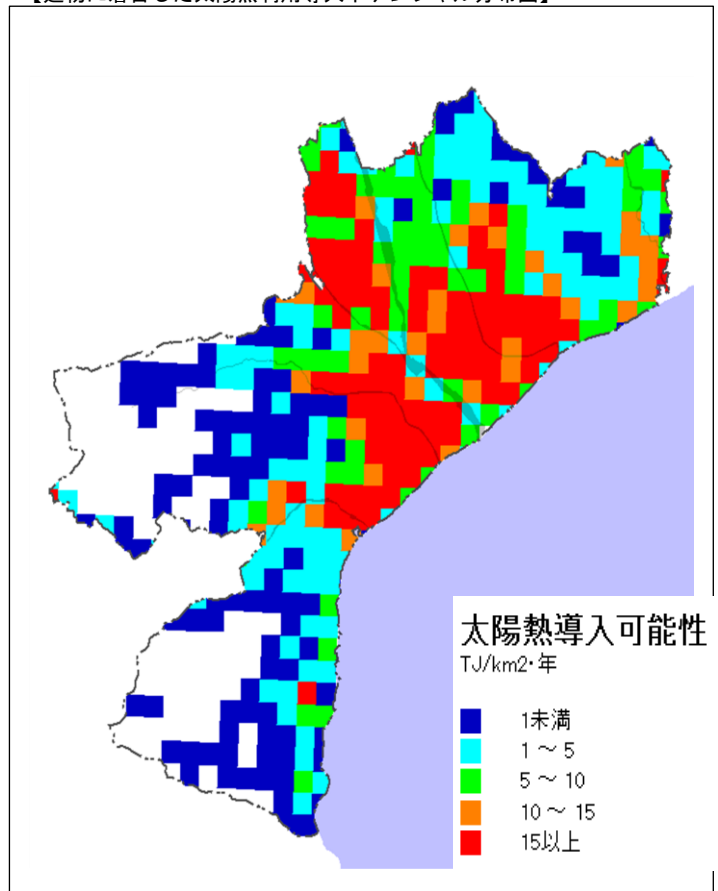
(2) 太陽熱の利用可能性

太陽熱とは、太陽の熱エネルギーを建物の屋根などに設置した太陽熱集熱器に集め、水や空気などの熱媒体を温め、給湯や暖房等に活用するエネルギーです。小田原市における太陽熱の導入ポテンシャルは67,736万MJ/年と推計されます。1世帯当たりのエネルギー消費量を40,226MJ(資源エネルギー庁エネルギー白書2010年度)とすると、約16,800世帯を賄える量となります。

家庭におけるエネルギー消費量は、家電機器の使用等(34.8%)、給湯(27.7%)、暖房(26.8%)、厨房(7.8%)、冷房(2.9%)となっており(資源エネルギー庁エネルギー白書2010年度)、給湯及び暖房で50%のエネルギーを消費していることがわかります。

太陽熱利用は、太陽光発電に比べ、エネルギーの変換効率や費用対効果が高く、少ない面積でも設置が可能なことから、家庭用の給湯や暖房への利用の可能性が高いエネルギーと考えられます。

【建物に着目した太陽熱利用導入ポテンシャル分布図】



出典：環境省 平成24年度再生可能エネルギーに関するゾーニング基礎情報整備報告書

(3) 地中熱の利用可能性

地中熱とは、浅い地盤中に存在する低温のエネルギーです。大気の温度に対して、地中の温度は地下10mから15mの深さになると、年間を通して温度の変化が少なく、冬場は外気温度より地中温度が高いことから、この温度差を利用して効率的な冷暖房等を行うことができるものです。小田原市の導入ポテンシャルは513,575万MJ/年と推計され、これは約128,000世帯を賄える量となります。

現在、地中熱に対する認知度が低く、熱交換器設置のための掘削など導入に係る初期費用が高額であることから、設備の低コスト化と高性能化などの技術的な課題を解決し、認

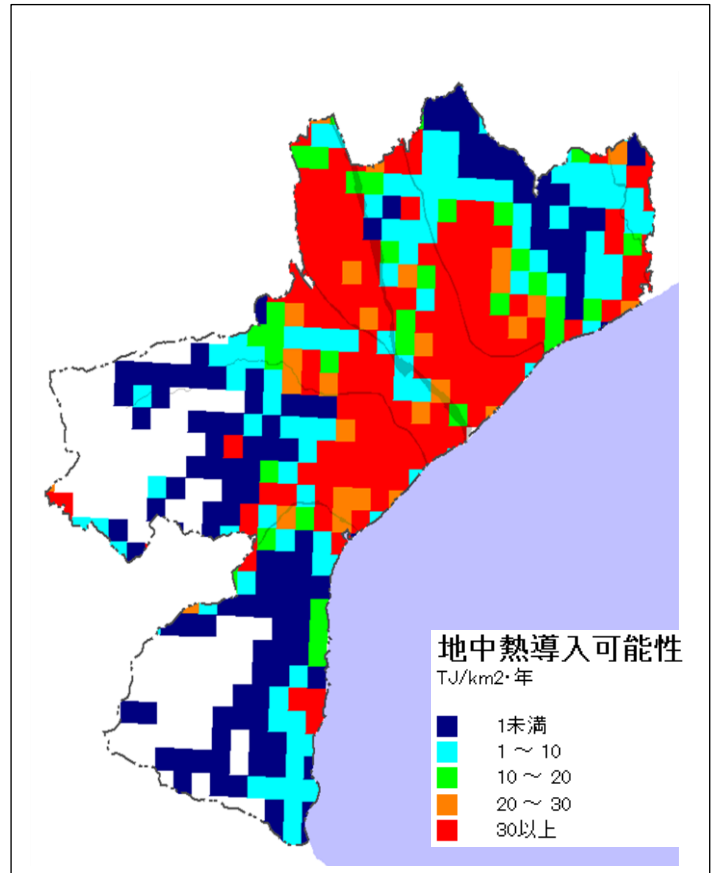
知度を高める必要があります。

地中熱の利用は地中の熱循環の変化や近隣の地下水への影響に配慮する必要があるため、導入時には地中への影響がないことを確認する必要があります。

地中熱利用ヒートポンプは、空気熱源ヒートポンプ（エアコン）と比較して、稼働時の騒音が非常に小さく、熱を屋外に放出しないことからヒートアイランド現象の緩和効果も見込めます。今後は、技術の進歩による価格の低下も想定されることから、市内における導入の可能性があると考えられます。

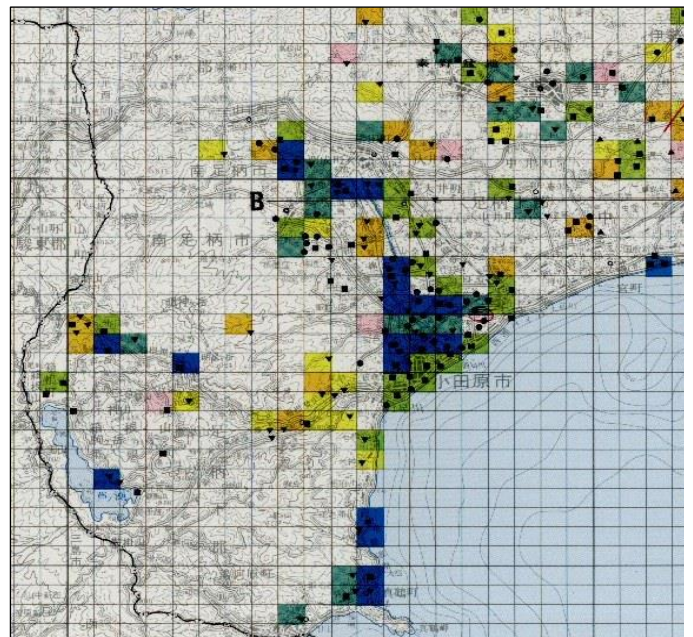
また、国土交通省の地下水マップによると、酒匂川周辺は、比湧出量が $100 \text{ m}^3/\text{日}/\text{m}$ 以上の箇所が多く、特に相模湾周辺では $1,000 \text{ m}^3/\text{日}/\text{m}$ 以上と非常に大きくなっています。市内には多くの井戸が分布しており、工業用や水道用に活用されています。これら豊富な地下水資源については、今後、水利用だけでなく熱エネルギーとしての利用も検討する必要があります。

【地中熱利用導入ポテンシャル分布図】



出典：環境省 平成 24 年度再生可能エネルギーに関するゾーニング基礎情報整備報告書

【小田原市周辺の比湧出量の分布図】



出典：国土交通省 地下水マップ

第4章 再生可能エネルギーの利用に向けた目標

1 目標の設定

(1) 再生可能エネルギーの最大限の利用に向けた長期目標

《2050年度(平成62令和32年度)までの目標》

- 市内の再生可能エネルギーの導入を、市内エネルギー消費量の50%とする
- 市内のエネルギー消費量を、2010年度のエネルギー消費量から40%削減

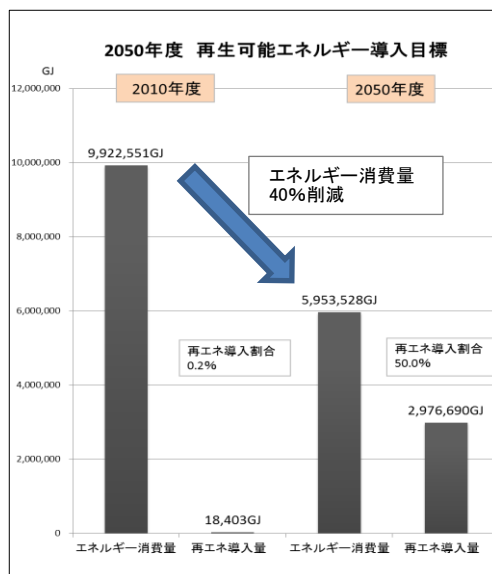
本計画では、目指すべき将来像の実現のため、バックカスティングの手法を用いて目標値を設定しています。

中央環境審議会地球環境部会が策定した「2013年以降の対策・施策に関する報告書（地球温暖化対策の選択肢の原案について）」によると、国における地球温暖化対策の2050年度（平成62令和32年度）におけるエネルギー消費量は、大幅な省エネと電化の実現により、2010年度（平成22年度）のエネルギー消費量の4割を削減することとしています。また、太陽光、風力、太陽熱、地熱などを最大限導入することを想定して、再生可能エネルギーの比率を5割としています。

本市においても、同様に、本計画における長期目標として、2050年度（平成62令和32年度）のエネルギー消費量を2010年度（平成22年度）の40%削減とするとともに、市内で創られた再生可能エネルギーの導入割合を50%と設定します。

再生可能エネルギーの利用を促進することは、地球温暖化対策に寄与するとともに、エネルギー源の分散化につながることから、残りの50%のエネルギー源についても、小田原市近隣の神奈川県西地域で創られた再生可能エネルギーをできるだけ活用し、広域的な視点に立った再生可能エネルギーによる地域自給を目指していきます。

本計画では、エネルギーを創る側と消費する側の双方で再生可能エネルギーの利用に関わる目標値を設定しています。目標達成にはそれぞれが協力し、長期的な展望のもと、高い意識を持って取り組むことが必要です。本計画で掲げている目標値は数値的にはかなり厳しいものですが、市民や事業者の向上心を喚起し、市、市民及び事業者など地域が一丸となって共に実現に向けた更なる取組を行うこと、今後、再生可能エネルギーに係る技術革新や技術開発が進むことを期待し、高い数値を設定しています。しかしながら、この目標達成のため、生活レベルを引き下げたり、我慢や無理を強要するものではなく、市民、事業者が豊かな暮らし、快適な経済活動ができる環境を維持していくことは必要なことです。



	2010（平成 22）年度	2050（平成 62 令和 32） 年度
市内の再生可能エネルギー導入量	18,403 GJ	2,976,690 GJ
市内のエネルギー消費量	9,922,551 GJ	5,953,528 GJ
市内のエネルギー消費量に占める 再生可能エネルギー導入割合	0.2 %	50.0 %

なお国においては、2019 年度（令和元年度）に閣議決定され、国連に提出された我が国のパリ協定に基づく長期戦略において、今世紀後半のできるだけ早期に「脱炭素社会」を実現する野心的なビジョンを示しています。

脱炭素社会に向けては再生可能エネルギーの導入拡大が不可欠です。エネルギー計画の長期目標の達成に向けた取組を通じ、こうした脱炭素社会、2050 年にCO₂排出量実質ゼロを目指す努力を追求していきます。

《2050 年度のまちの姿》

○再エネ・省エネ型のライフスタイル

再生可能エネルギーを利用しつつ、市内におけるエネルギーの自立性を高め、生活の快適性や利便性が向上している。

○みんなのエネルギー

住宅に再生可能エネルギーを導入する、再生可能エネルギー事業に取り組む、普及啓発イベントに参加する、環境教育に関わる、省エネルギーに取り組むなど、市民の多くがエネルギーに関わる取組に携わっている。

2050 年度のまちの姿は、再生可能エネルギーの利用等の促進により、長期目標が達成されたまちの姿を示しています。

エネルギー問題は、市民一人ひとりのライフスタイルや、事業者等のビジネスライフに密接に関係している問題という認識のもと、すべての主体が自らの省エネルギー化を推進しつつ、再生可能エネルギーを利用することが当たり前のライフスタイルになっています。従来の省エネルギー化には、寒さや我慢といったマイナスのイメージがありますが、地域主体で創られるエネルギーを利用し、エネルギーの自立性を高め、省エネルギー化を推進しつつも、暖かさや明るさ、快適性が維持できるようになっています。

また、市内の至るところで、地域主体のエネルギーに関わる事業が盛んに行われています。住宅に再生可能エネルギーを設置する、再生可能エネルギー事業に取り組む、講演会や研修会など普及啓発イベントに携わる、子どもたちの環境教育や生涯学習に取り組む、快適な省エネルギー化に取り組むなど、みんながエネルギーに関わる生活をしています。

2050年度に目指す具体的な姿



目指すべき取組

まちのイメージ

エネルギー

里地里山の保全、林業再生
など、小田原の豊かな自然
環境が守られています。

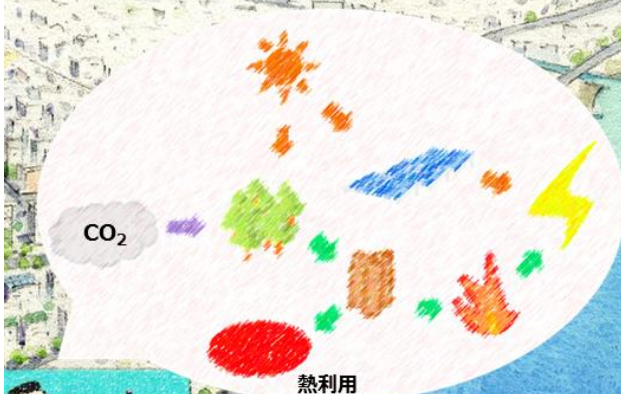
子どもたちも再生可能エネ
ルギーや省エネルギー化に興味を
持ち、実践しています。

、CO2



再生可能エネルギー事業者が地域の
エネルギーを供給しています。

市内におけるエネルギーの
自立性が高まっています。



先進技術の活用でイノベー
ションが生まれています。

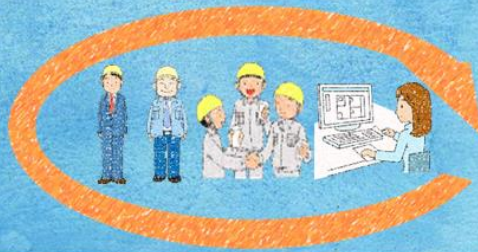
全国から多くの人を訪れ、地域
経済が活性化しています。

新しいビジネスモデルの創出
により、雇用が生まれ、資金
が循環しています。



市内の各小学校で環境エネルギー
教育が行われています。

地域資源を活用した再生可能エネ
ルギーの導入が進み、災害時のエ
ネルギー源を確保した災害に強い
まちになっています。



-を地域で自給する持続可能なまち

(2) 再生可能エネルギーの最大限の利用に向けた短期目標

《2022年度(平成34令和4年度)までの電力利用における目標》

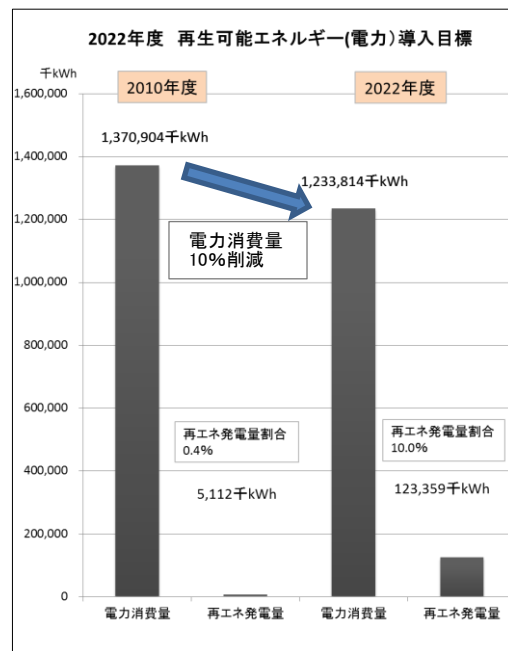
○市内の再生可能エネルギーによる発電量を、市内電力消費量の10%とする

○市内の電力消費量を、2010年度の電力消費量から10%削減

本計画では、前述のとおり、目指すべき将来像の実現のため、バックキャストイングの手法を用い、2050年度の目標値を設定しました。これは長期的に未来を見据えた目標であることから、計画の確実な実現を目指した短期目標を設定することとします。短期目標の目標年次は、「おだわらTRYプラン」の計画期間に合わせ、8年後の2022年度とします。

目標の設定に当たっては、現在もその利用が進められており、だれもが主体となって取組がしやすく、再生可能エネルギーの導入量が比較的容易に把握できるという観点から、太陽光発電を主とした電力部門に視点を置いています。

目標値としては、2022年度(平成34令和4年度)の市内の再生可能エネルギーによる発電量を市内の電力消費量の10%とするとともに、市内の電力消費量を10%削減と設定します。



	2010 (平成 22) 年度	2022 (平成 34 令和 4) 年度
市内の再生可能エネルギー発電量	5,112 千 kWh	123,359 千 kWh
市内の電力消費量	1,370,904 千 kWh	1,233,814 千 kWh
市内電力消費量に占める再生可能エネルギー発電量の割合	0.4 %	10.0 %

《2022年度(平成34~~年~~令和4年度)までの熱利用における目標》

○再生可能な熱エネルギーを利用する地域

太陽熱や地中熱などの再生可能エネルギー熱の利用について、市民、事業者が理解し、関心を持ち、新築や改築の際に、給湯や冷暖房などの熱に再生可能エネルギー熱を導入することについて検討する。

市内エネルギー源別エネルギー消費量は電気以外が半分を占めており、また、2050年度までの長期目標では熱の利用も含めたエネルギー全体の目標値を設定していることから、再生可能エネルギー熱の利用についての目標を設定しました。

市民、事業者が太陽熱や地中熱の利用について理解し、関心を持ち、市内の戸建住宅、集合住宅、事業所などの新築や改築の際には、給湯や冷暖房などの熱を再生可能エネルギー熱で賄うための設備の導入について検討している地域となっています。

第5章 目標の実現に向けた取組

1 目標の実現に向けた取組

(1) 2022年度までの優先的な取組（リーディングプロジェクト）

2050年度に目指す具体的な姿を踏まえ、第4章では2022年度における短期目標を「市内の再生可能エネルギーによる発電量を、市内電力消費量の10%とする」「市内の電力消費量を2010年度の電力消費量から10%削減する」としています。

この短期目標を実現するためには、118,247千kWhの再生可能エネルギーによる発電量と137,090千kWhの電力消費量の削減が必要であり、市有施設への率先的な導入はもちろん、市民、事業者の取組は重要であり、住宅、事業所、工場及び空地などへの再生可能エネルギーの導入とそれぞれの省エネルギー化の取組を今まで以上に進めていくことが求められます。

そこで、市民、事業者が再生可能エネルギーの利用や省エネルギー化に具体的な行動を起こすことができるよう意識の醸成と仕組みづくりに大きく寄与し、効果が高いと考えられる13の取組をリーディングプロジェクトとして位置づけ、優先的な取組として進めていきます。

計画期間前期には、官民連携のエネルギーマネジメント事業の実施や、担い手育成の視点も踏まえた普及啓発など、複数のリーディングプロジェクトに横串を刺し着実に実施しています。

一方で、パリ協定以降の気候変動対策に係る国際的な潮流の中では、高い目標値との乖離を埋めるため、民間のビジネス主導のイノベーション創出はその重要性を高めています。

こうした社会的な潮流を踏まえながら、今後も引き続き市内外からの先進技術の吸収など、官民の役割分担のもと分野横断的な取組を進めていきます。

【2022年度までの電力利用における目標の目安】

再生可能エネルギーの導入

市内太陽光発電設置 115,427kW（年間発電量 123,359千kWh）

電力消費量の削減

照明器具のLED化等 △137,090千kWh（対2010年度比）

○ 再生可能エネルギーの導入

① 市有施設・広域避難所への率先導入

再生可能エネルギーの利用促進のため、公共施設の新築や改築等に合わせ、市庁舎ほか市有施設、特に広域避難所に指定されている小学校などにおいて、蓄電池を備えた太陽光発電設備を設置します。

さらに、地域の未利用エネルギーであるごみ焼却施設で大量に発生する熱を利用して廃棄物発電・廃棄物熱利用^{*}を導入します。

本市が市有施設において率先して再生可能エネルギーを利用し、その効果や課題等を情報発信することで、民間事業者や民間団体の再生可能エネルギー利用の初期需要の創出及び導入

への取組を促進し、さらには市場の創出につなげていきます。

※廃棄物発電・廃棄物熱利用は、再エネ条例で定義する再生可能エネルギーには必ずしも該当しませんが、本計画では、意欲的な目標を設定して、再生可能エネルギーの利用の促進によりエネルギーの地域自給を目指すことから、再生可能エネルギーの導入の施策に盛り込んでいます。

② 再生可能エネルギーのスムーズな導入

住宅や事業所に再生可能エネルギーを導入する際の不安や疑問を解消し、再生可能エネルギーの利用にスムーズに取り組めるよう、市民や事業者からの質問や相談に対し、市役所内に横断的に対応できる窓口を設置します。

また、市内の産業部門や業務部門における再生可能エネルギーによる発電事業を普及するため、奨励金などの支援策を講じるほか、導入に向けた仕組みを構築します。

③ 市民が参加可能な仕組みづくり

再生可能エネルギーの利用には、地勢的な問題、居住形態などの住宅要件、導入費用の問題などがあり、だれもが気軽に取り組めるとは限りません。しかし、地域に存する再生可能エネルギーを地域に根差した人々が利用することにより、地域が潤い、コミュニティが生まれるなど、その効果は地域にとって意味のあるものであり、地域での取組を進める必要があります。そこで、地域で取り組む再生可能エネルギー事業への出資や地域で創られた再生可能エネルギーの消費者となることなど、多くの市民が参加する仕組みや、地域主体の再生可能エネルギーに取り組む事業者育成の場などをつくることにより、地域の再生可能エネルギーの量的拡大につなげていきます。



市内のメガソーラー発電所

④ 地域にひとつ！地域再生可能エネルギープロジェクト

小学校区 25 地域にひとつずつ、地域が主体となった再生可能エネルギーを利用した取組を推進します。太陽光による発電や熱の利用、小水力発電や地中熱の利用など、それぞれの地域の特性を生かした取組を「地域再生可能エネルギープロジェクト」として本市が登録し、広くその取組を紹介することで、地域の取組を促し、取組の実施主体であるコミュニティのネットワーク化を図ります。



小水力発電所跡（沈砂池）

地域単位での取組は、身近な体験につながることから、未来へつなげる子どもたちの育成にも寄与することとなります。また、コミュニティのネットワーク化は情報の共有が図られることにより、新たな取組の創出を喚起します。

⑤ エネルギーツーリズムの実現

小田原市の魅力を高めるとともに、全国からの集客を図るため、市内西部の山林内にあるメガソーラーや小水力発電所跡、あるいは地域コミュニティが導入した再生可能エネルギー事業など、小田原の特性を生かした再生可能エネルギー事業をつなぎ、ツーリズムとしての仕組みを構築し、地域経済の活性化を促進します。

⑥ 再生可能エネルギー熱の利用の促進

2022年度までの短期目標では、電力の利用に特化した目標値を設定していますが、エネルギー源別エネルギー消費割合を見ると電気以外が半分を占めています。そこで、2050年度までの長期目標では熱の利用も含めたエネルギー全体の目標値を設定していることから、2050年度を見据えた太陽熱や地中熱などの再生可能エネルギー熱の利用を促進する仕組みづくりに取り組みます。

○ 省エネルギー化の推進

① 市有施設における率先行動

市有施設における設備・機器等の更新の際には、照明のLED化など高効率の省エネルギー機器を積極的に導入するなど、市が率先行動を起こし、その取組や効果を広く情報発信することで、市民、事業者への省エネ行動を喚起します。

また、冷暖房設備・空調などの設備の省エネに効果的な使用方法や、住宅の建て替えやリフォームの際の省エネ化への配慮など、省エネ行動が円滑に展開するような仕組みづくりを行います。

② 家庭のエネルギー消費の効率化

エネルギーや地球温暖化問題などの理解を深めることができるよう学習の機会を拡充したり、うちエコ診断の実施や省エネナビの貸し出しなどの施策を充実することにより、市民が家庭で自らの省エネ行動に積極的に取り組めるよう仕組みづくりを行います。

③ 事業活動のエネルギー消費の効率化

大規模集客施設、工場等については、エネルギー消費の効率化を計画的に推進できるよう、省エネ診断を斡旋するなど、省エネルギー化の推進に向けた仕組みづくりを行います。

④ 地域のエネルギーマネジメント

大規模開発及び大規模設備の更新時に導入が可能な地域冷暖房や建物間熱融通など、エネルギーを面的に捉えその需給を一元的に管理するスマートグリッドや、再生可能エネルギーで創られた電気で水から作り出した水素エネルギーの利用など、地域の資源、技術、資金を活用し、新しいビジネスの創造につながるような統合的な地域主導型のエネルギーに関わる取組を

推進します。

○ 未来へつなげる担い手の育成

① 環境エネルギー教育の実施

エネルギーは市民生活や事業活動にとって欠くことができないものであり、その利用は環境に大きな影響を及ぼします。次代を担い未来を生きる子どもたちが、将来に向けて、エネルギーの利用について理解を深め、自らが主体的に行動を起こすことができるよう、また、地域でエネルギーを創り出し、有効に活用する取組が永続的に受け継がれていくよう、市内小学校での出前講座など環境エネルギー教育を実施します。

② 市民・事業者の取組促進に向けた牽引者の育成

再生可能エネルギーの利用促進や省エネルギー化の推進について、市民、事業者が関心を深め、自らが行動を起こすことができるよう講演会や市民意見交換会を継続して実施します。また、市内での取組を発表するなど市民が参加できる機会を設けることにより、本市とともに再生可能エネルギーの利用や省エネルギー化の推進の取組を促進する牽引者の育成を図ります。

③ 再生可能エネルギーの利用と省エネルギー化の推進のための基盤整備

市内の施工業者に対し、メーカーとの協働により再エネ・省エネ機器の能力や効果についての勉強会を実施することにより、市内における再生可能エネルギー導入や省エネルギー化の推進に必要な人材の育成を行います。

計画期間前期（2015年～2018年）におけるリーディングプロジェクトの主な成果

再生可能エネルギーの導入	① 市有施設・広域避難所への率先導入	<ul style="list-style-type: none"> ● 2015年～2018年までに、広域避難所8施設にPV・蓄電池を導入。2017年には、蓄電池の遠隔群制御技術を取り入れて地域のエネルギーマネジメントとも連携した取組（VPP事業）を実施。 ● また再エネ条例を改正し再エネ熱への支援を拡大するなど環境整備を進める中で、地域新電力による地産再エネ電力供給体制が構築されている。 ● こうした取組をモデルとして発信しつつ、視察等に対応したエネルギーツーリズムのコンテンツ整備にも貢献している。
	② 再生可能エネルギーのスムーズな導入	
	③ 市民が参加可能な仕組みづくり	
	④ 地域にひとつ！地域再生可能エネルギープロジェクト	
	⑤ エネルギーツーリズムの実現	
	⑥ 再生可能エネルギー熱の利用の促進	
省エネルギー化の推進	① 市有施設における率先行動	<ul style="list-style-type: none"> ● COOL CHOICE による省エネルギー行動の啓発により、家庭等のエネルギー消費の効率化を促進。 ● COOL CHOICE の啓発における地域工務店との連携を通じ、今後の自立的な展開、担い手の育成にも貢献。 ● またVPP事業では、再生可能エネルギーの導入との連携も実施。
	② 家庭のエネルギー消費の効率化	
	③ 事業活動のエネルギー消費の効率化	
	④ 地域のエネルギーマネジメント	
担い手の育成	① 環境エネルギー教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● トピックを絞り、再生可能エネルギー事業の実例を紹介するなど、実践につながる啓発を実施。 ● COOL CHOICE の啓発における地域工務店との連携、またVPP事業におけるエネルギー事業者等との連携を通じ、今後の自立的な取組の担い手の育成に貢献。
	② 市民・事業者の取組促進に向けた牽引者の育成	
	③ 再生可能エネルギーの利用と省エネルギー化の推進のための基盤整備	

(2) スケジュール

2022年度までの優先的な取組のうち、本市の率先行動のほか、市民、事業者の行動を喚起し、目標達成に向け、効果的、効率的と考えられる取組として2015年度から積極的に行うものと、前期は実施に向けた研究に注力し、後期（2019年度）から具体的に取り組んでいくものに分類し、下記に示しています。

図 「再生可能エネルギーの導入」に係るスケジュール

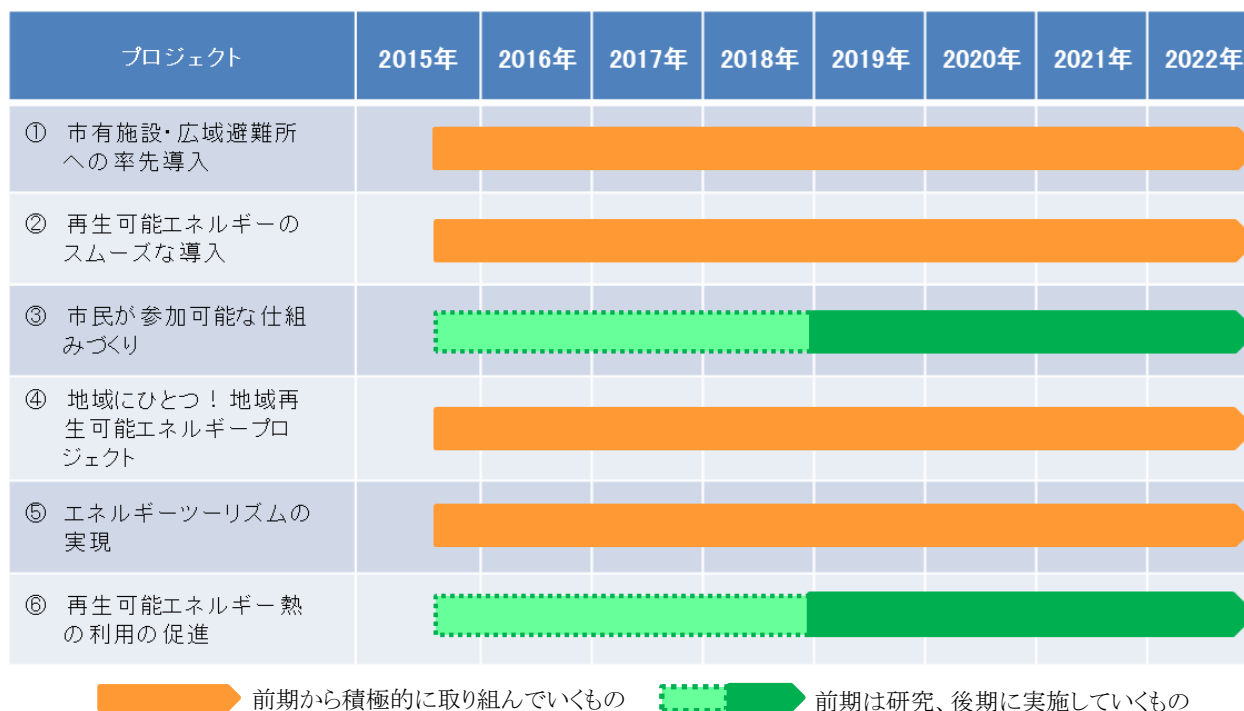


図 「省エネルギー化の推進」に係るスケジュール

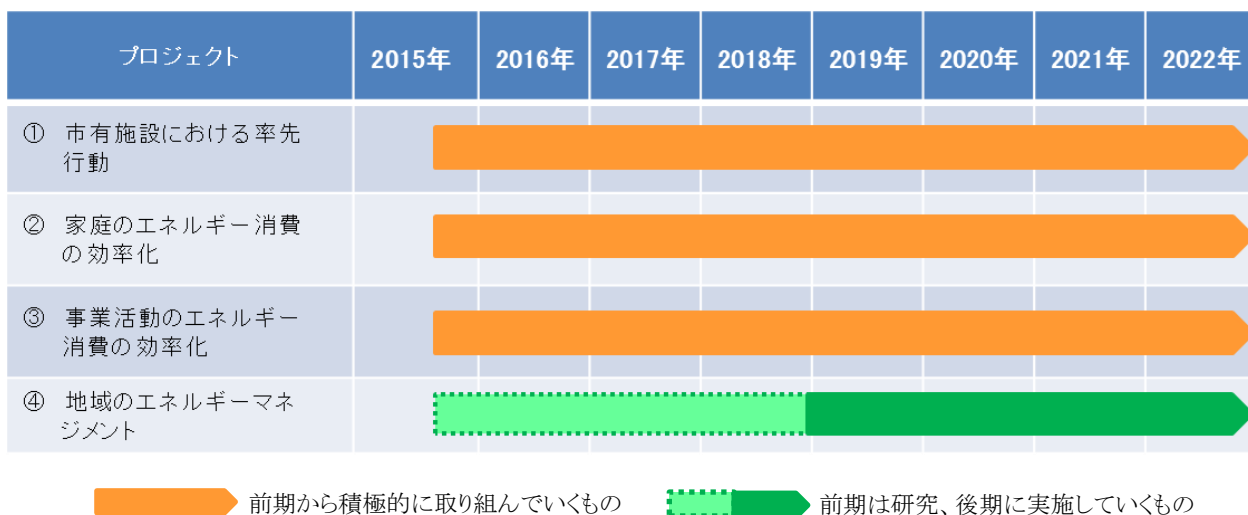
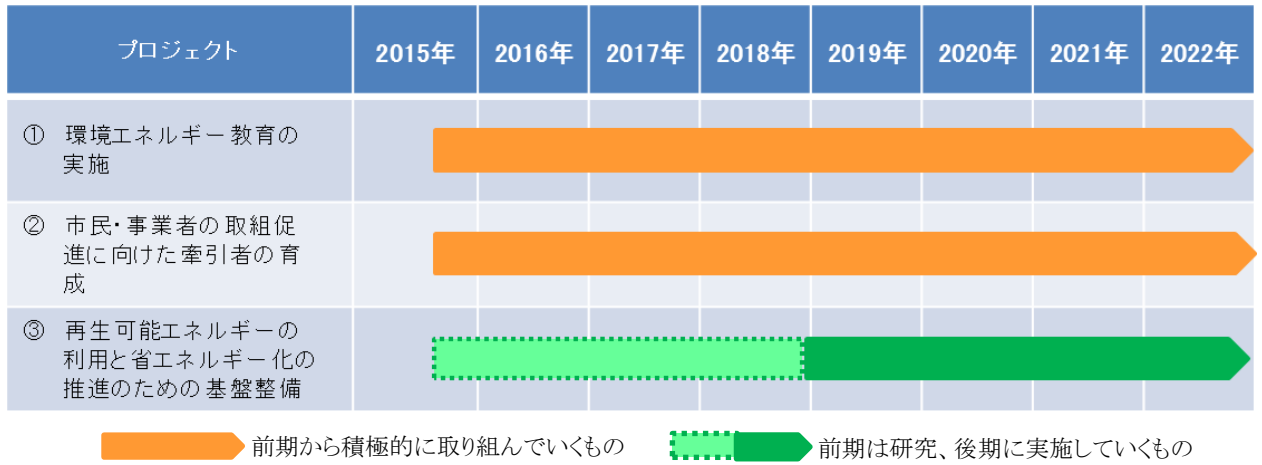


図 「未来へつなげる担い手の育成」に係るスケジュール



2 各主体の役割

本計画の推進に当たっては、市、市民及び事業者がそれぞれの役割や責務を果たし、一丸となって取り組んでいくことが重要となります。

① 市の役割

- ・再生可能エネルギーの利用の促進や省エネルギー化の推進に関する施策を計画的に行う。
- ・各施策の進捗状況を把握し、その検証評価を行うとともに、目標実現に向けた施策の見直しを行う。
- ・再生可能エネルギーの利用の促進を図るため、市有施設等への積極的な導入を進める。
- ・再生可能エネルギーの利用の促進のために、市民や事業者の取組に対する支援の実施その他の必要な措置を講じる。
- ・地域で取り組むエネルギー関連活動を支援し、参加する。
- ・市民、事業者に対し、再生可能エネルギーや省エネルギーに関する普及啓発に努める。
- ・目標の実現に向け、[45](#)つの視点（自然環境・生活環境の保全、災害時のエネルギー源の確保、市民の力・地域の力の最大限発揮、地域経済への還元・創造、[先進技術の活用とイノベーションの創出](#)）を踏まえた再生可能エネルギー利用の仕組みづくりを進める。

② 市民に期待する役割

- ・日常生活において、太陽光発電や太陽熱利用など再生可能エネルギーの積極的な利用を目指す。
- ・省エネルギー製品を選択するなど、環境負荷の少ないライフスタイルをできるところから実践する。
- ・地域で取り組むエネルギー関連活動に参加するなど、再生可能エネルギーや省エネルギーについて主体的に学ぶよう心がける。
- ・事業者や市が実施する再生可能エネルギーの利用等の促進のための取組について理解を深め、協力するよう心がける。

③ 事業者に期待する役割

- ・日常業務において、太陽光発電や太陽熱利用・地中熱利用など再生可能エネルギーの積極的な利用を目指す。
- ・省エネルギー設備の導入など、環境負荷を減らす取組を心がける。
- ・地域で取り組むエネルギー関連活動に参加し、積極的に再生可能エネルギーや省エネルギーについての情報収集や情報提供を心がける。
- ・市民や市が実施する再生可能エネルギーの利用等の促進のための取組について理解を深め、協力するよう心がける。

3 計画の推進

(1) 推進体制

本計画で目指すべき将来像の実現のためには、市、市民及び事業者の各主体が連携し、一丸となって取り組む必要があります。

本市においては、再生可能エネルギー担当部署が中心になり、部局間での連携を図りながら、目標達成に向けた取組を行います。再生可能エネルギー担当部署は、進捗状況の確認・評価、課題の把握等を行うとともに、各部署における取組が円滑に進むよう努めます。また、必要に応じて、民間及び本市がそれぞれの進捗を共有し、新たなアイデアを生み出し、その実行に向けて検討する組織を設置することとします。

さらに、市内事業者、関連する既存組織、NPO、市民団体などと連携を図り、地域主体のエネルギーに関する取組への機運を醸成していきます。

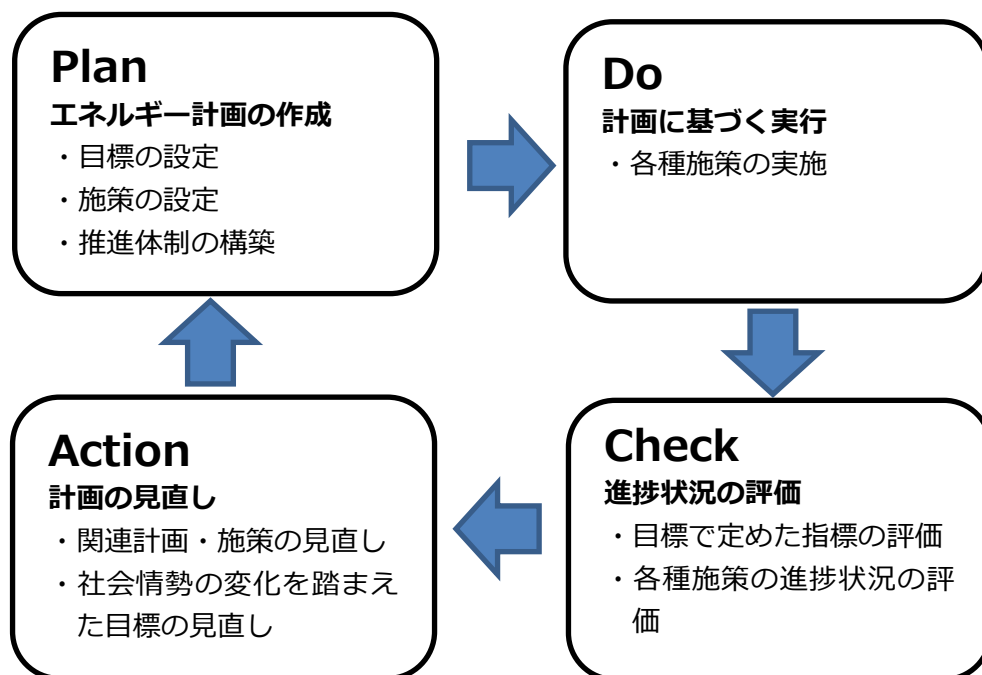
(2) 進行管理

① P D C Aサイクルによる進行管理

再生可能エネルギー導入のための施策を着実に推進するために、次年度以降、P D C Aサイクル（Plan、Do、Check、Action）による進行管理を行います。

施策の進行管理は、再生可能エネルギー担当部署が中心となり、取組の関係部署と連携をとり、全庁的に進めることとします。

今後、策定されるおだわらTRYプランほか、環境基本計画、地球温暖化対策推進計画、低炭素都市づくり計画など関連分野の計画との連携を図っていきます。



② 取組状況の公表

進行管理の実施により把握した取組状況については、市民、事業者との情報共有を図るため、本市のウェブサイトなどを通じて、わかりやすい形で公表します。

(3) 本市におけるエネルギー政策の展開

本市におけるエネルギー政策は本計画に基づき推進しますが、本計画で示した各施策を、今後策定するおだわらTRYプランの後期基本計画やその他の関連計画にも反映させたいと、展開していきます。

また、エネルギーを取り巻く環境は変動が著しく、今後、想定される固定価格買取制度の見直し、発電設備価格の低下やそれに伴うグリッドパリティの実現、上下水道施設などの公共資産を活用した未利用エネルギーによる発電などへの対応も必要となります。さらに、国内外のエネルギーに関する社会情勢の変化や技術開発の進歩に応じた施策の見直しを、運輸部門における再生可能エネルギーの導入も視野に入れ、行うこととします。

小田原市消防計画の改正について

1 改正の背景

小田原市消防計画は、社会情勢の将来的な予測を加味しながら、将来の消防体制のあるべき姿を明確にし、課題を中長期的視野で解消し、持続的に施策の展開を図るための消防体制全般にわたる総合的な計画であり、第5次小田原市総合計画の後期基本計画との整合を図りながら社会情勢や財政状況の変化などに対応するため定期的に計画内容の改正を行うものとしている。

近年の災害傾向を見ると、令和元年（2019年）10月に発生した台風第19号による風水害や平成30年（2018年）4月の大分県山崩れ災害、6月の大阪府北部を震源とする地震や9月の北海道胆振東部地震など、気象庁の統計が開始されてからはじめてとなる自然災害が相次ぎ、甚大な人的被害、建物被害、農産物被害をもたらした。

また、平成から令和へと時代も移り変わり、男女共同参画や働き方改革、消費増税など社会情勢は大きく変化しており、総務省消防庁では、女性活躍推進施策の一環として、全国の消防吏員に占める女性職員の比率を令和8年度（2026年度）当初までに5%にする数値目標を設定したほか、小田原市においても女性のみならず男性職員の家庭・育児に参加することへの環境整備が進められている。

これらの消防を取り巻く環境の変化に対応した計画とするため、第1次計画策定から3年が経過したことから、計画の改正を行ったものである。

2 改正の概要

（1）改正の方向性

今回の改正は、計画期間内の中間見直しであるため、計画の目的や基本方針の変更は行わず、主に次の視点において改正をするものである。

- ア 消防組織の改編、署所数の変更
- イ 消防力の整備指針及び消防水利の基準の一部改正
- ウ 女性消防吏員の更なる活躍の推進
- エ 小田原市公共施設再編基本計画の策定
- オ 小田原市立病院再整備基本構想の策定
- カ 和暦元号の改元

（2）主な改正事業内容

ア 消防職員採用事業（事業番号1-2-1）

消防職員の大量定年退職による消防力の低下、組織の硬直化と危機管理の低下、更には住民サービスに支障をきたすことが懸念されることから、常時最低人員を確保できるように、定年退職予定者や前倒し採用等を見越した職員採用計画を策定し、計画的に職員を採用していくこととした。

イ 消防庁舎再整備事業（事業番号1-3-1）

現在、既に工事着手している成田出張所及び岡本出張所の再整備を円滑に進めるほ

か、今後、消防力の効果的かつ効率的運用が期待できるとともに、老朽化等により再整備が必要となっている荻窪出張所、栢山出張所、足柄消防署、松田分署及び山北出張所の5署所を適正配置により4署所に統合再整備する方向で検討を進めることとした。

ウ 消防施設維持管理事業（事業番号1-3-2）

「小田原市公共施設再編基本計画」と整合を図りながら、消防行政においても将来的な消防施設の在り方や施設規模の見直し、消防機能の集約化や施設の長寿命化といった効率的な消防施設等の維持管理方法等の検討を行うこととした。

エ 医療機関連携事業（事業番号2-2-4）

医療機関と消防機関が連携し、病院内で実習を行い、救急隊員の知識・技術の向上を目的とした教育の拠点である「救急ワークステーション」を小田原市立病院の再整備事業に合わせて整備していくこととした。

オ 消防団運営管理事業（事業番号2-3-1）

消防団組織については、地域の特性も考慮しながら消防団組織の再編等を視野に入れて計画的かつ柔軟に消防団施設の統廃合や整備を進め、消防団の組織力向上に取り組むこととした。

3 参考

第1次計画の主な事業成果と進捗状況

番号	個別事業名	事業成果と進捗状況
1-1-1	消防組織運営事業	・組織機構の見直しによる効率化と事業整理の実施
1-1-2	消防被服等貸与事業	・被服貸与点数制の導入による事業費の節減
1-3-1	消防庁舎再整備事業	・成田出張所及び岡本出張所の再整備事業実施 →2018年度実施設計完了、2020年度稼働
1-3-2	消防施設維持管理事業	・小田原消防署（本部）の大規模改修事業実施
1-3-4	情報通信施設整備事業	・消防情報指令システムの更新整備事業実施 （多言語通話サービスの導入等による機能向上）
2-1-1	消防車両・装備等整備事業	・消防車両整備計画の見直しの実施 ・消防車両の更新整備に合わせた機能向上
2-2-1	救急需要増加対策事業	・小田原消防署へ救急隊（消防隊兼務）の増隊事業実施
2-3-1	消防団運営管理事業	・消防団員報酬等の見直し事業実施

※番号は小田原市消防計画の施策事業番号

小田原市消防計画

はじめに

小田原市消防本部は、昭和23年3月7日に自治体消防として発足して以降、職員の増強、消防施設・車両の整備等、目覚ましい消防体制の発展を遂げて参りました。

しかしながら、昨今の社会情勢は、金融危機に伴う世界経済の枠組の見直しや、地球温暖化に対する再生可能エネルギーへの転換といった世界規模の動きを始めとして、時代は大きく動いています。

また、急速な少子高齢化の進行による人口減少と、それに伴う経済産業や社会保障への対応、地方分権改革の進展等、現代社会は『新しい社会が形成される移行期』にあると言えます。

これらの社会情勢の中、災害においては、新潟県糸魚川市で発生した大規模な市街地火災や埼玉県三芳町で発生し鎮火まで長時間を要した倉庫火災など、従来想定もしていなかったような特殊な災害から、毎年のように大きな被害を及ぼす豪雨災害や突発的に発生する地震災害、長野・岐阜県境で発生した御嶽山の噴火等、大規模自然災害が各地で発生しています。

特に、まだ記憶に新しい平成23年3月11日に発生した日本の観測史上最大の巨大地震による「東日本大震災」では、地震により引き起こされた津波により、多くの生命と財産を奪われました。

この震災では、自主防災組織や消防団員が献身的な活躍をしており、地域防災力の重要性を再認識させられるとともに、住民の防災に対する関心の高まりや不安等、地域住民の安全・安心への希求は高まっています。

多様化する社会情勢の中、「地域住民の皆さんからの安全・安心への負託」に応えていくために、平成25年3月31日に、当時足柄消防組合を構成していた南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町及び開成町から消防事務を受託し、広域消防として新たなスタートを切り、そのスケールメリットを活かし、災害時の部隊現場到着時間の短縮や初動体制の強化など様々な運用効果を上げてきています。

今後も、本消防計画を基本指針として、職員各自がより良い組織づくり、消防体制の充実・強化に向け、持続的に取り組み、消防組織強化と地域防災力の向上により、安全で安心して暮らせるまちの実現を目指していくものとします。

小田原市消防長

もくじ

第1章 基本方針.....	4
1 消防計画の目的.....	5
2 消防計画の位置付け.....	5
3 消防計画の期間.....	6
4 消防を取り巻く環境の変化.....	6
5 関係基準及び消防本部の諸計画との整合.....	8
6 基本方針.....	11
7 施策体系.....	12
第2章 基本計画.....	14
1 消防組織体制の強化.....	15
1-1 消防組織運営管理事業.....	16
1-1-1 消防組織運営事業.....	16
1-1-2 消防被服等貸与事業.....	17
1-2 消防職員人材育成事業.....	19
1-2-1 消防職員採用事業.....	20
1-2-2 消防職員教育・訓練事業.....	22
1-3 消防施設再編・整備事業.....	24
1-3-1 消防庁舎再整備事業.....	24
1-3-2 消防施設維持管理事業.....	27
1-3-3 消防水利施設等整備事業.....	28
1-3-4 情報通信施設整備事業.....	29
2 災害対応力の充実と強化.....	31
2-1 消防・救助体制の充実と強化事業.....	32
2-1-1 消防車両・装備等整備事業.....	32
2-1-2 広域応援体制強化事業.....	33
2-2 救急・救命体制の充実と強化事業.....	34
2-2-1 救急需要増加対策事業.....	34
2-2-2 救急車両・資機材整備事業.....	35
2-2-3 救急研修・教育事業.....	36
2-2-4 医療機関連携事業.....	37
2-2-5 救命ネットワーク構築事業.....	39

2-3 消防団運営管理事業.....	40
2-3-1 消防団運営管理事業.....	40
2-3-2 消防団広域連携事業.....	41
3 火災予防の推進.....	43
3-1 火災予防体制の充実と強化事業.....	44
3-1-1 火災予防推進事業.....	44
3-1-2 火災原因調査業務強化事業.....	45
第3章 財政計画.....	48
1 消防財政の現状と課題.....	49
1-1 消防費の構成.....	49
1-2 消防運営に係る財源.....	49
1-3 性質別歳出の動向.....	49
2 消防財政の今後の見通し.....	51
2-1 今後の方向性.....	51
2-2 財政見通し.....	51

第 1 章 基本方針

1 消防計画の目的

実際に即した「実効性の高い計画」の策定と推進

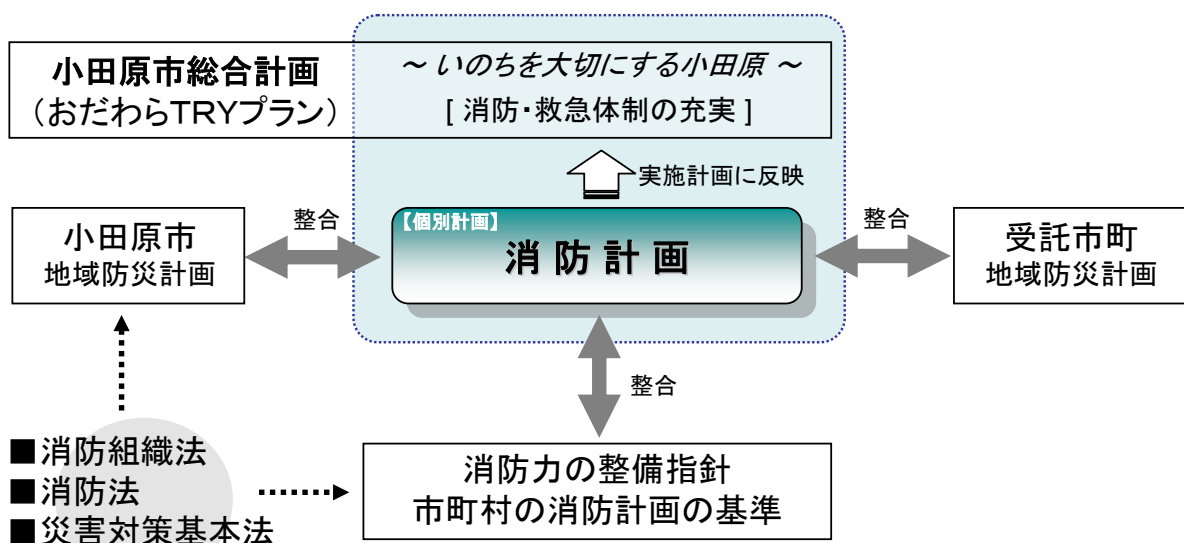
小田原市消防計画（以下「消防計画」という。）は、第5次小田原市総合計画（平成23年度～令和4年度）に掲げる「いのちを大切にする小田原」の実現に向け、社会情勢の将来的な予測を加味しながら、将来の消防体制のあるべき姿を明確にし、課題を中長期的視野で解消し、持続的に施策の展開を図るための消防体制全般にわたる総合的な計画である。

諸課題を解消し、将来の消防体制を実現するためには、すべての職員の意識が同じ方向に向き、組織の持つ力を効果的かつ効率的に駆使して、着実に取り組むことが重要であることから、本計画に基づき、具体化した施策を持続的に推進していくこととする。

2 消防計画の位置付け

消防計画は、「新しい小田原市」を実現するための設計図として「小田原市の最高方針」として位置づけられる第5次小田原市総合計画を上位計画とし、消防組織法等の関係法令に基づき、「小田原市及び受託市町の地域防災計画」、「消防力の整備指針」、「市町村消防計画の基準」等と整合性を保つ、小田原市消防本部の根幹をなす計画とする。

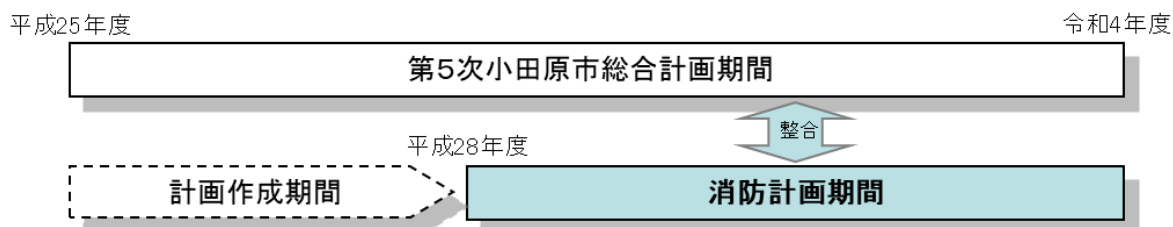
【各種計画関係図】



3 消防計画の期間

消防計画は、平成 28 年度から令和 4 年度までの 7 年間を計画実施期間とする。

なお、第 5 次小田原市総合計画の後期基本計画（平成 29 年度から令和 4 年度）との整合を図り、社会情勢や財政状況の変化などに対応するため定期的に計画内容の見直しを行うものとする。



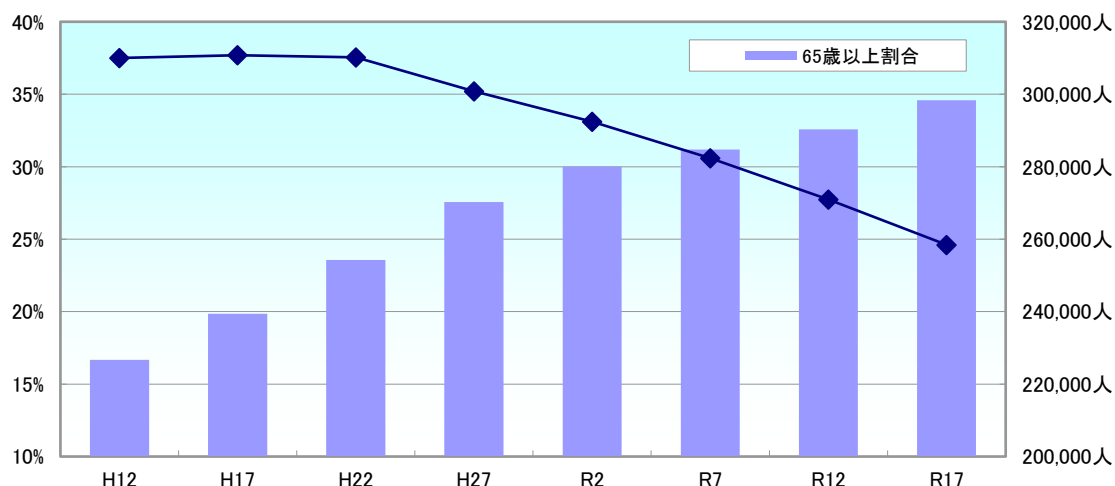
4 消防を取り巻く環境の変化

(1) 人口推移

日本の総人口は、平成 20 年（2008 年）以降一貫して減少傾向にあり、いわゆる人口減少社会となっている。県西地域の小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町及び開成町（以下「2 市 5 町」という。）については、一部の町において増加が見られるものの、全体としては、国に先駆けること 10 年以上も早い平成 7 年（1995 年）以降減少が続いているほか、少子高齢化についても同時に急速に進んでおり平成 22 年における 2 市 5 町の老年人口（65 歳以上）の割合については、神奈川県平均を上回っている状況である。

こうした人口減少及び少子高齢化による年齢構成の変化は、生産年齢人口の減少による市町村の財政基盤の脆弱化や、高齢者の増加による救急出動件数の増大など、消防行政の運営にも大きな影響をもたらすことが予測されている。

【総人口・65 歳以上人口割合の推移（2 市 5 町）】



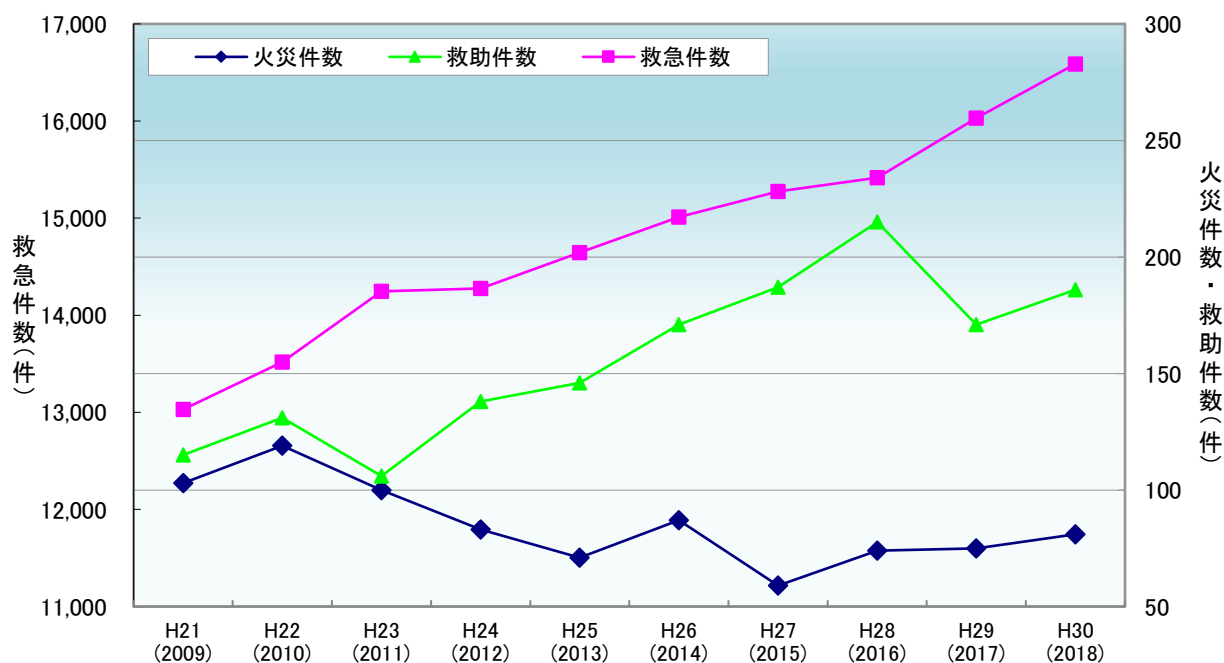
データ: 国立社会保障・人口問題研究所

(2) 消防活動の内容

前述の人口減少及び少子高齢化の進行のほか、住環境を始めとした人々の生活様式の変化、住民ニーズの多様化及び災害の大規模化など、消防を取り巻く環境は大きく変容を遂げており、消防の活動内容にもその影響が及んでいるところである。2市5町においても、救急活動の現場では、前述の高齢者の増加による出動件数の増加のほか、救急救命士の処置範囲の拡大に伴い、より高度な医療行為を実施するようになったことから、メディカルコントロール体制の充実等による質の確保及び向上が強く求められているなど、業務量の増大のみならず内容も極めて高度化している。

また、消火及び救助活動においては、出動件数に大きな変化は見られないものの、平成23年3月に発生した東日本大震災への緊急消防援助隊の応援派遣等による活動範囲の拡大のほか、建築物の高層化、大規模化、更には大型ショッピングセンター等の大規模集客施設や宿泊施設の増加等により、こうした施設の火災時等における消火及び救助活動や避難行動要支援者の避難対応等へも対処が必要となるなど、都市構造の高度化に伴う災害実態の変化にも十分に対応し得る高機能な車両を始めとした高度な資機材の整備や、高い専門性を有した部隊の配置等が求められている。

【災害出動件数の推移（2市5町）】



(3) 予防体制

ひとたび災害が発生した際には、被害を最小限に止めるために全力をもって対処することが消防に課せられた責務であることは言うまでもない。しかし、現実的には、全ての災害に対し万全の体制をもって対処することは極めて困難であると言わざるを得ない状況である。

こうしたことから、一般家庭への住宅用火災警報器の設置が義務化されたことなどを含め、防火対象物等への立入検査の実施率及び消防法令違反是正の実行性の向上等、災害を未然に防ぐための取り組みが重要視されているが、財政上の制約から必ずしも満足のいく予防体制が構築できているとは言い難い状況である。

5 関係基準及び消防本部の諸計画との整合

(1) 「市町村消防計画の基準」との整合

「市町村消防計画の基準」（昭和41年消防庁告示第1号）に定められている必要な計画のうち、既に整備されている規程等の状況は、次表のとおりとなっている。新たに規程等の制定が必要となった場合又は改正が必要となった場合には、速やかに制定、改正等を行うこととする。

「市町村消防計画の基準」と当本部の規程等の関係	
市町村消防計画の基準 (消防庁告示)	対応している主な当本部の規程等
1 組織計画 (1)事務機構 (2)災害時の消防隊の編成	<ul style="list-style-type: none"> ○小田原市消防本部等設置条例 ○小田原市消防本部の組織に関する規則 ○小田原市消防署の組織に関する規程 ○小田原市消防長の任命資格を定める条例 ○消防署長の資格に係る教育訓練及びその期間に関する規程 ○小田原市消防職員の職の設置等に関する規則 ○小田原市消防吏員の階級、服制等に関する規則 ○小田原市消防職員服務規程 ○小田原市消防職員の勤務時間、休日、休暇等に関する要綱 ○消防職員の勤務時間の割振り等に関する取扱細則 ○小田原市消防本部処務規程 ○小田原市消防本部処務規程取扱要領 ○小田原市消防署処務規程 ○小田原市消防団の設置等に関する条例 ○小田原市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則 ○小田原市消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例 ○小田原市消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例施行規則

	<ul style="list-style-type: none"> ○小田原市災害時消防支援隊設置要綱 ○小田原市災害時消防団支援隊設置要綱 ○小田原市救急業務規則 ○小田原市消防警防規程 ○小田原市消防団災害等活動規程
2 消防力等の整備計画 (1)消防力等の現況 (2)消防力等の増強 (3)消防力等の更新 (4)施設・資機材の整備点検	<ul style="list-style-type: none"> ○小田原市消防年報 ○小田原市消防通信取扱規程 ○小田原市消防通信取扱要領
3 調査計画 (1)消防地理調査 (2)消防水利調査 (3)災害危険区域等調査 (4)被害想定図の作成	<ul style="list-style-type: none"> ○小田原市消防職員服務規程 ○小田原市消防本部処務規程 ○小田原市消防署処務規程 ○小田原市消防警防規程 ○小田原市消防救助隊活動規程
4 教育訓練計画 (1)教育 (2)訓練 ①基礎訓練 ②火災防ぎょ訓練 ③水災防ぎょ訓練 ④救助救急訓練 ⑤総合防災訓練	<ul style="list-style-type: none"> ○小田原市救急業務規則 ○小田原市消防警防規程 ○小田原市救急業務等実施規程 ○小田原市消防職員の訓練時における安全管理に関する要綱
5 災害予防計画 (1)火災予防指導 (2)火災予防査察 ①査察対象物の指定 ②査察の実施 (3)風水害等の予防指導 (4)広報活動	<ul style="list-style-type: none"> ○小田原市火災予防条例 ○小田原市火災予防条例施行規則 ○消防法等施行細則 ○小田原市消防本部火災予防事務処理要綱 ○小田原市消防本部危険物等事務処理要綱 ○小田原市防火安全教育・指導のための連動型住宅用火災警報器の譲与手続要綱 ○小田原市消火器等普及連絡協議会設置要綱 ○西湘地区雑居ビル防火安全対策連絡協議会設置要綱 ○消防法等施行規程 ○小田原市消防本部火災調査規程 ○小田原市火災予防違反処理規程 ○小田原市消防本部住民指導に関する規程 ○小田原市消防本部火災調査規程事務処理要綱 ○小田原市消防本部住民指導に関する規程事務処理要領

	<ul style="list-style-type: none"> ○消防法施行規則第4条の2の6第1項第9号の規定により市長が定める防火対象物の点検基準に係る点検要領 ○小田原市火災予防条例の運用に関する指導指針 ○消防長が指定する必要な知識及び技能を有する者並びに避雷設備 ○小田原市消防本部火災予防査察規程 ○防火基準適合表示制度実施要綱 ○消防長が定める大規模な屋外催しの要件 ○小田原市消防本部予防技術資格者の認定等に関する要綱
<p>6 警報発令伝達計画</p> <p>(1)火災警報</p> <p>(2)その他警報の伝達及び周知</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○小田原市消防警防規程 ○小田原市消防震災警防規程 ○小田原市消防水災警防規程
<p>7 情報計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○小田原市消防警防規程 ○小田原市消防震災警防規程 ○小田原市消防水災警防規程
<p>8 火災警防計画</p> <p>(1)消防職員・消防団員の招集</p> <p>(2)出動</p> <p>(3)警戒</p> <p>(4)通信</p> <p>(5)火災防ぎよ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○小田原市消防警防規程 ○小田原市消防通信取扱規程 ○小田原市消防通信取扱要領 ○小田原市消防団災害等活動規程 ○小田原市消防団無線局管理運用規程
<p>9 風水害等警防計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○小田原市消防警防規程 ○小田原市消防震災警防規程 ○小田原市消防水災警防規程
<p>10 避難計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○小田原市消防警防規程 ○小田原市消防震災警防規程 ○小田原市消防水災警防規程
<p>11 救助救急計画</p> <p>(1)非常招集</p> <p>(2)出動</p> <p>(3)通信統制</p> <p>(4)医療機関等との協力体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○小田原市消防警防規程 ○小田原市消防救助隊活動規程 ○小田原市消防通信取扱規程 ○小田原市消防通信取扱要領 ○小田原市救急業務等実施規程 ○小田原市救急業務規則 ○小田原市応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱

12 応援協力計画 (1)協定機関 (2)応援の方法 (3)資料の交換	○消防相互応援協定(市町など) 11協定
--	----------------------

(2) 「消防力の整備指針」との整合

近年の社会情勢の変化に鑑み、総務省消防庁告示により、平成17年6月「消防力の基準」から「消防力の整備指針」として、時代のニーズに対応するべく一部改正が行われた。

本消防計画では、消防基盤の整備、充実を計画的に図るため、小田原市及び受託市町を含めた小田原市消防本部管内における地域特性や消防需要を踏まえた、消防署所、人員、車両の配置の基準である「消防力の整備指針」を整備目標として、計画的かつ効率的な消防力の整備を推進する。

(3) 計画の修正

この計画は毎年検討を加え、概ね3年毎に見直すものとする。ただし、必要があると認めるときには随時これを修正する。

6 基本方針

消防計画の内容については、第5次小田原市総合計画に示された、「目指す姿」、「基本方針」を踏まえつつ、管轄する2市5町における消防の課題解決に向けた具体策や、目指すべき将来像等を明確にし、その実現に向けた取り組みの方向性を明らかにするとともに、一定の目標付けを行う。(⇒目指す姿の見える化)

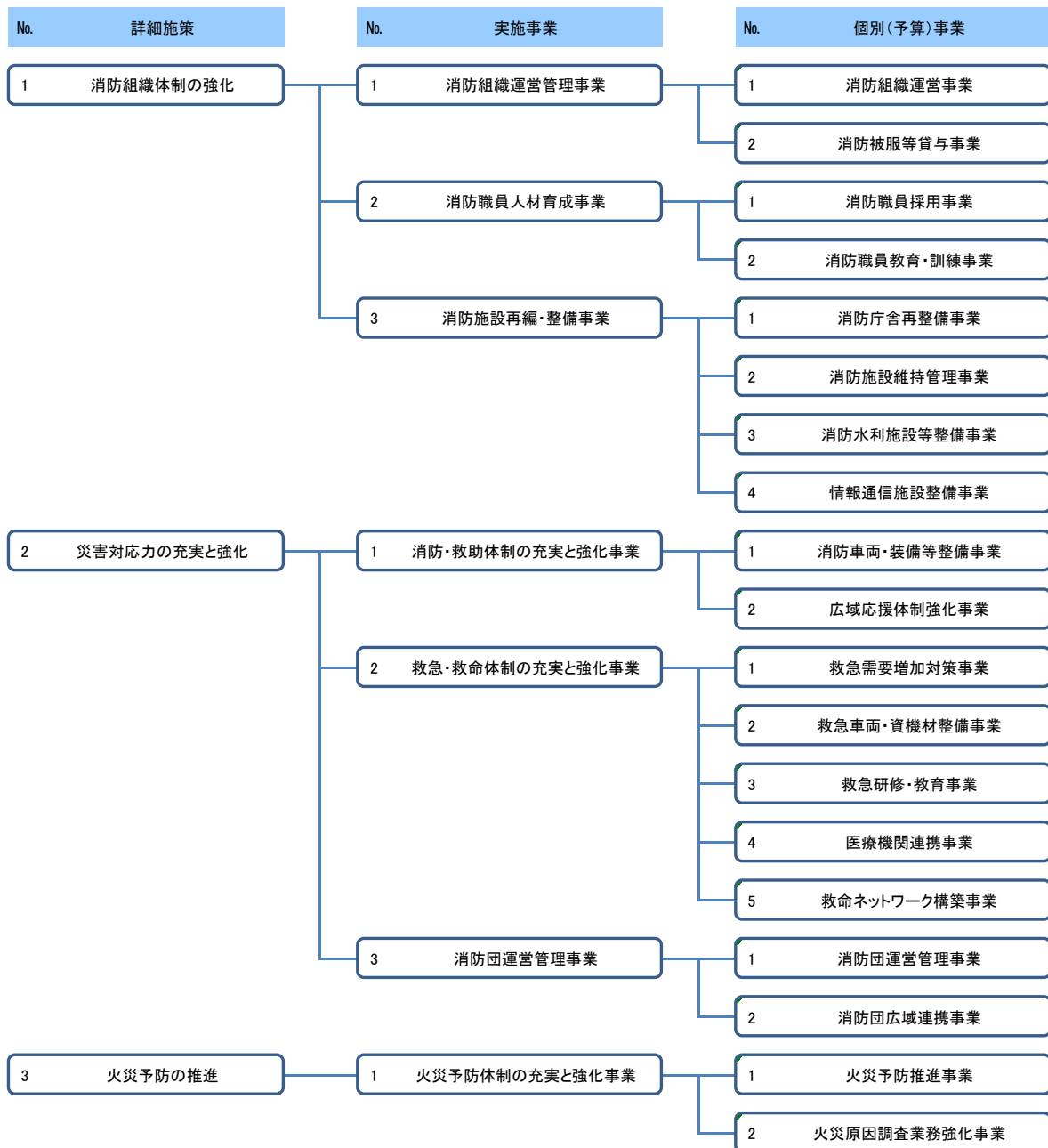


小田原市消防マスコットキャラクター
「ファイヤーけしまる」

7 施策体系

第5次小田原市総合計画に掲げる「いのちを大切にす小田原」の実現に向け、次の施策体系に沿って、施策の効果的な推進を図る。

【施策「消防・救急体制の充実」体系図】



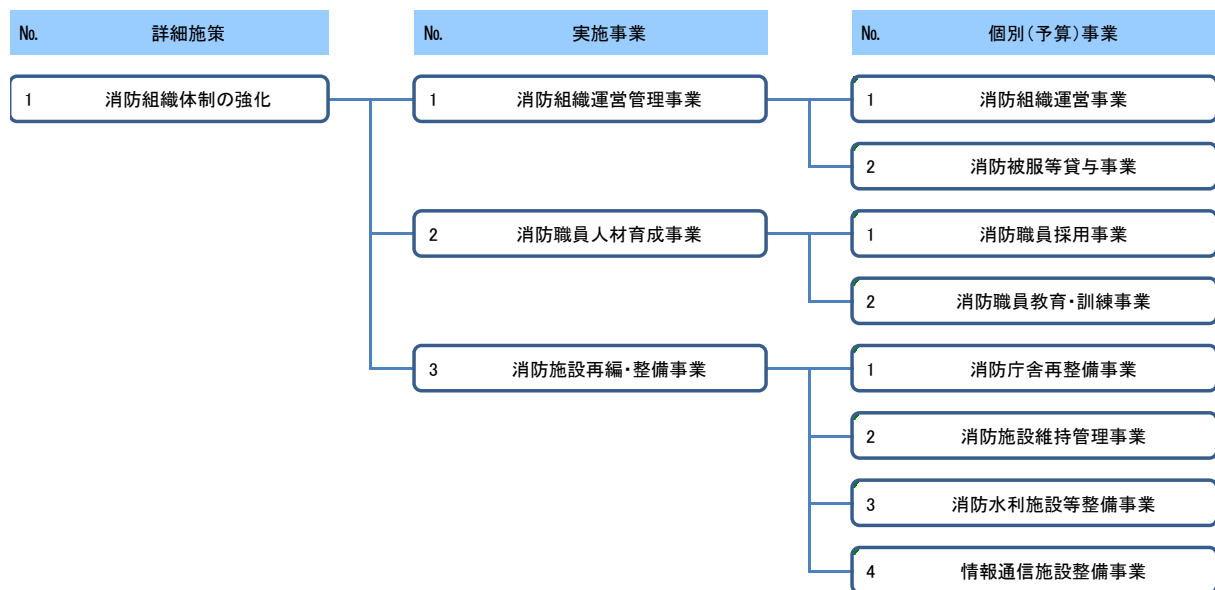
第2章 基本計画

1 消防組織体制の強化

昭和23年の自治体消防発足以来、本市では、市街地の拡大、発展に伴い、消防施設、消防資機材の整備を図ってきた。市街地においては、新たな形態の出現や、住民ニーズの多様化等により、災害形態が複雑多様化・大規模化してきており、一部の地方自治体では、緊急消防援助隊の受け入れや広域的に運用可能な部隊を配置した総合防災センターの整備、科学技術の進展による新消防戦術の導入等、時代の変化に柔軟に対応した施設や資機材の整備を必要に応じて進めている状況である。

このことから、都市型災害や大規模自然災害など、日々変化する環境に的確に対応するため、消防組織力の強化及び消防職員の能力向上を図る。

【「1 消防組織体制の強化」に係る施策体系図】



1-1 消防組織運営管理事業

住民の安全・安心を確保するため住民の消防行政への理解と認識を図るとともに、消防職員一人ひとりの意識を向上させることで消防組織の活性化と消防業務の円滑な遂行を図る。

1-1-1 消防組織運営事業

担当課	消防総務課	関連事業	全ての事業
-----	-------	------	-------

1 現状と課題

少子高齢化の加速化や住民ニーズの多様化、道路等社会基盤整備の進展等、消防を取り巻く環境の変化に的確に対応するため、消防組織体制の効率的かつ効果的な充実・高度化を図り、地域の消防力を強化することが必要不可欠となっている。

2 施策の方向性（目的）

消防事務を円滑に運営するため、管轄市町の地理的条件、将来人口や都市規模を考慮し、適正な組織体制の構築を図るほか、限られた経営資源を更に有効に活用するため、署所の統廃合や部隊の効率的な運用による災害対応力の強化など、消防力・消防組織体制の再編に向けた取り組みを推進する。

3 主な事業内容

実施事業	事業概要
消防組織運営事業	<ul style="list-style-type: none"> ・住民へより良い消防行政サービスの提供ができるよう、バランスのとれた組織を構築する。 ・管内の人口規模に応じた適正な消防力を確保する。 ・職員の大量定年退職による消防対応力の低下を避けるため、組織体制の見直しを図る。 ※部隊・人員配置、勤務体制、組織再編 等
広域消防推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消防の広域化によるスケールメリットを活かし、消防行財政運営の効率化と基盤強化を図る。

4 施策推進上の課題

消防業務の改善や勤務体制の見直しには一定の人員増が伴う可能性がある。

1-1-2 消防被服等貸与事業

担当課	消防総務課	関連事業	1-2-1 消防職員採用事業 2-2-3 救急研修・教育事業
-----	-------	------	-----------------------------------

1 現状と課題

消防被服(制服、執務服等)及び防火服等の個人装備(以下、消防被服等という。)については、過酷な災害現場で活動する消防職員にとって活動時に身を守る装備のひとつであるとともに、消防職員としての誇りと規律の象徴でもある。

現在、消防被服の点数制貸与制度を(防火衣を除く)導入したことにより、予算の平準化が図られたほか、統一的、機能的な被服を継続的に貸与することで、消防、救急等の円滑な活動と秩序ある組織体制を確保することが可能となった。

しかしながら、今後、職員の大量定年退職に伴う採用等により一定の期間に購入着数が多くなることが予想されることから、貸与品のリース等を検討するなど、計画的に整備していく必要がある。

2 施策の方向性(目的)

引き続き、消防被服の点数制貸与制度を継続的に運用していく他、今後、職員の大量定年退職に伴う採用等による購入着数の増加に対応するため、貸与品のリース等を検討しつつ、計画的に消防被服を整備していく。

3 主な事業内容

実施事業	事業概要
消防被服等貸与事業	・ 職員の安全を確保し、機能的な消防、救急等の活動と秩序ある組織活動を推進するため、点数制貸与制度を継続的に運用してくほか、大規模リースの導入などにより、消防被服等を効率的かつ計画的に整備する。

4 施策推進上の課題

災害現場活動時に着用する被服であるため、安全性を考慮し、使用頻度、損傷程度に応じて更新していく必要がある。

また、効率的な消防被服等の貸与方法について検討が必要である。

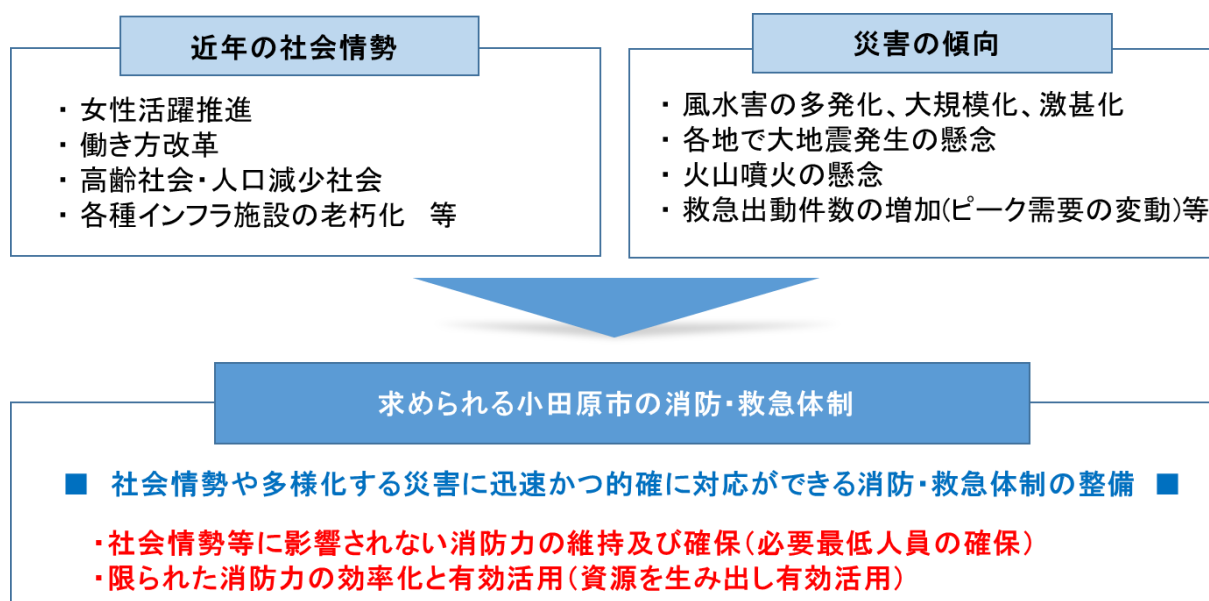
1-2 消防職員人材育成事業

近年、男女共同参画、働き方改革など消防を取り巻く社会情勢は大きく変化しており、総務省消防庁では、女性活躍推進施策の一環として、全国の消防吏員に占める女性職員の比率を令和8年度当初までに5%にする数値目標を設定したほか、小田原市においても女性のみならず男性職員の家庭・育児に参加することへの環境整備が進められている。

また、近年の災害傾向を見ると、気象庁の統計が開始されてからはじめてとなる自然災害が相次ぎ、甚大な人的被害、建物被害、農産物被害をもたらしました。平成30年4月の大分県山崩れ災害、6月の大阪府北部地震、7月の豪雨、9月の胆振東部地震においては緊急消防援助隊も派遣されている。

これら想定外の自然災害が多発するなか、救急業務においては、寒冷期や夏季の熱中症等により変動するピーク需要への対応の必要性や、各地域での防災・減災対策は喫緊の課題であり、災害に十分に対応できる消防職員の適正配置は欠かすことのできない課題となっており、小田原市消防としても、この環境の変化に迅速かつ的確に対応していかなければならない。

消防職員としての高い倫理観を持ち、消防の基本的任務を十分に果たせる職員を採用、育成するほか、再任用制度等を活用するとともに、定員に含まれない職員の再雇用及び制度活用時の職域や職場体制を検討する。



1-2-1 消防職員採用事業

担当課	消防総務課	関連事業	1-1-2 消防被服等貸与事業 2-2-3 救急研修・教育事業
-----	-------	------	------------------------------------

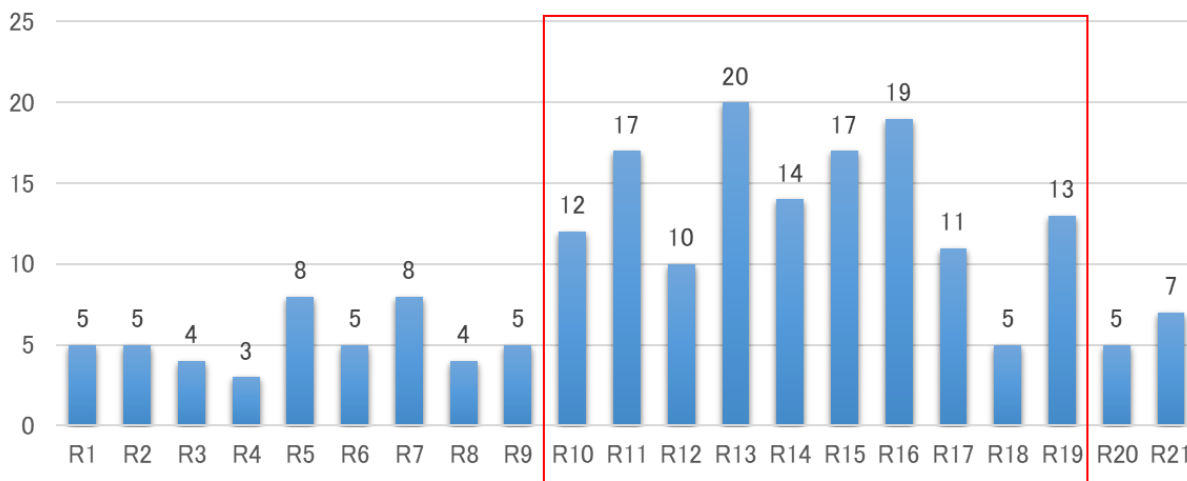
1 現状と課題

(1) 大量定年退職期の到来

本市では、災害現場で効果的な消防活動等を実施するための知識や技術をいかに伝承していくかが重要な課題になっている。この背景には、令和10年(2028年)から10年間において消防職員の約3分の1が退職を迎えるという状況がある。今後退職を迎えるこれらの消防職員は、多くの災害現場を経験しており、当該職員の大量退職により消防活動能力が一時的に低下することが懸念されている。

職員の大量定年退職及び災害の複雑化、多様化、広域化に伴い、将来的な職員の年齢構成を考慮した上で、活力ある消防組織の構築を推進し、効率的な組織運営を実現するために計画的に人材を採用することが不可欠となっている。

【消防職員の定年退職予定者数】



10年間で職員の約1/3が定年退職

また、多くの職員が定年退職を迎えることにより、退職手当等の支出が消防財政を圧迫するため、本来この期間に実施しなくてはならない大規模事業や政策的事業が抑制されることが懸念される。

(2) 消防活動上の課題

安全かつ迅速に消防活動を行うためには、各署所において、常時、消防隊4人、救急隊3人など、最低人員を確保しなければならない。最低人員を下回ることは、消防力の不足であり地域住民への消防サービスの低下につながるほか、消防職員1人当たりの活動量や業務量の増加につながり、安全管理面においても避けなければならない。

2 施策の方向性（目的）

将来的な職員の年齢構成を考慮した上で、活力ある消防組織の構築を推進し、効率的な組織運営を実現するために計画的に人材を採用する。

消防職員の大量定年退職による消防力の低下、組織の硬直化と危機管理の低下、更には住民サービスに支障をきたすことが懸念されることから、常時最低人員を確保できるよう、定年退職予定者や前倒し採用等を見越した職員採用計画を策定する。

また、再任用制度を活用するとともに、定員に含まれない職員の再雇用及び制度活用時の職域や職場体制を検討するほか、定年延長制度等の高年齢者雇用確保措置についても視野に入れながら計画的に職員を採用していく。

3 主な事業内容

実施事業	事業概要
消防職員採用事業	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の長期研修や国、県、市町への派遣、定年退職を勘案し、消防活動機能の低下を起ささないよう常時最低人員を確保できるよう計画的に新規職員を採用する。 ・また、消防職員の大量定年退職による消防力の低下を防ぐため、定年退職予定者数を見越した前倒し（平準化）採用など、早期に職員採用の計画をたてる。
再任用（雇用）促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・現行制度の再任用制度を活用するとともに、実員に含まれない職員の採用及び制度活用時の職員の職域や職場体制を検討する。

4 施策推進上の課題

将来の予測として、令和10年(2028年)頃から職員の大量定年退職を迎えるが、大量定年退職による消防力の低下を招かぬよう、事前に職員の前倒し採用や平準化等による対応を図らなければならない。(一定期間、人件費の増加が見込まれる。)

1-2-2 消防職員教育・訓練事業

担当課	消防総務課 救急課 予防課	関連事業	1-2-1 消防職員採用事業 2-2-3 救急研修・教育事業 3-1-2 火災原因調査業務強化事業 3-1-3 予防要員育成強化事業
-----	---------------------	------	---

1 現状と課題

職員の大量定年退職及び災害の複雑化、多様化、広域化に伴い先進的、効率的かつ継続的な更なる人材育成が急務であり、職員に対して、職場の業務・訓練だけでは習得できない消防に関する高度な知識や技術を修得する機会の提供が必要となっている。

初任教育や救急救命士の育成に係る研修、消防大学や消防学校等で実施する専科等の研修等は入寮が必要となり、期間も長期に及ぶため、研修期間中は、実質消防活動人員に欠員を生じることとなっている。消防活動人員の不足は、消防力の低下に直結するため避けなくてはならないが、研修等が行えなければ、資格を維持することができず業務に支障をきたすほか、計画的な人材育成ができなくなり、結果的に、既資格取得者に頼ることが増し、取得職員の負担や人事の硬直化につながることになる。

また、消防職員の資格には、救急救命士や危険物取扱者などがあり、自動車免許では、中型免許又は大型免許を持っていなければ消防ポンプ自動車の運転ができない。こうした免許の取得費用のうち、大部分は職員の自己負担でまかなっている現状がある。

2 施策の方向性（目的）

消防職員としての責務を正しく認識させるとともに、的確な消防業務（消防・救助・救急・予防等）を遂行するための知識、技術、規律、体力、気力、精神力等を養い、住民が安全で安心して暮らせるまちづくりに寄与する。

3 主な事業内容

実施事業	事業概要
消防職員育成事業	・ 高度な専門知識や技術に加えて実践力を有する職員を育成するため、積極的に様々な研修会・講習会へ派遣を行う。

	<ul style="list-style-type: none"> ・次世代の消防幹部育成制度の構築・運用を検討する。 ・職員間の情報共有のため、研修や訓練等に派遣された職員による講習会を実施するとともに、各署所単位でも積極的に技術・知識の継承が行える体制を整備する。 ・再任用職員が、自身の豊富な知識を職場に伝承することで、組織に貢献できるよう研修体制の整備を図る。
資格等取得推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消防職員が、消防業務を遂行するうえで必要な資格や免許等を取得させることで円滑な消防業務の推進を図る。

4 施策推進上の課題

職員の多くが積極的に研修を希望しているが、研修の種別によっては定員オーバーとなり希望に沿えない場合がある。改善策として受講枠の拡大が挙げられるが、研修期間中の人員や時間外手当等の人件費の確保が困難となるなどの課題がある。

1-3 消防施設再編・整備事業

消防署所の再配置等により消防力を適正に配置することで、消防需要に対応した効率、効果的な消防体制の構築を図る。また、施設を適正に維持管理することで事故を防止し、公務が円滑に執行できる職場環境を確保する。

1-3-1 消防庁舎再整備事業

担当課	消防総務課	関連事業	1-1-1 消防組織運営事業 1-3-2 消防施設維持管理事業 1-3-4 情報通信施設整備事業
-----	-------	------	--

1 現状と課題

(1) 消防庁舎

老朽化が著しい消防庁舎や耐震化が未実施の消防庁舎があり、大規模災害時に防災拠点としての機能が果たせない可能性が非常に高いことから早急に対応する必要がある。また、面積の狭小、機能の不足等がみられる署所が複数存在するほか、整備場所等、環境自体に課題がある署所も存在する。

これらの課題への対応として、現在、消防署所の老朽化、耐震化の未実施、消防力の近接等の観点から、消防署所再整備計画に基づき、国府津出張所及び西大友出張所を統合し、新たに成田出張所として再整備を進めているほか、岡本出張所についても現地で再整備（建替え）を進めている。

【消防署所一覧】

(平成31年4月1日現在)

No.	署所名	竣工年	築年数	構造	延面積 <small>※庁舎部分のみ</small>	敷地面積	耐震(改修)	備考
1	消防本部・小田原消防署	H6年	25年	鉄筋コンクリート造	3,932 m ²	3,779 m ²	耐震構造	
2	南町分署	H18年	13年	鉄筋コンクリート造	1,127 m ²	886 m ²	耐震構造	
3	荻窪出張所	S51年	43年	鉄筋コンクリート造	169 m ²	-	改修済	市役所1階の一部
4	国府津出張所	S31年	63年	木造	191 m ²	707 m ²	未改修	令和2年に移転統合再整備
5	栢山出張所	S63年	31年	鉄筋コンクリート造	795 m ²	1,365 m ²	耐震構造	
6	西大友出張所	S38年	56年	木造	132 m ²	665 m ²	未改修	令和2年に移転統合再整備
7	足柄消防署	S47年	47年	鉄筋コンクリート造	1,313 m ²	3,719 m ²	改修済	
8	松田分署	S47年	47年	鉄筋コンクリート造	883 m ²	896 m ²	改修済	
9	山北出張所	S50年	44年	鉄筋コンクリート造	331 m ²	665 m ²	診断結果可	
10	岡本出張所	S53年	41年	鉄筋コンクリート造	535 m ²	1,150 m ²	未改修	令和2年に現地再整備
11	中井出張所	H23年	8年	鉄骨造	288 m ²	1,398 m ²	耐震構造	

【成田出張所・岡本出張所完成イメージ】

**(2) 消防署所の配置**

消防の広域化に伴い、これまでの管轄区域が統合されたことにより消防力が重複する地域が発生する一方で、従前から比較的消防力の低い地域が存在するなど消防力に不均衡が生じるなど課題を残していることから、今後、消防需要（地域人口）に応じた署所の再配置を推進していく必要がある。

(3) 広域的総合防災拠点施設

東日本大震災や阪神・淡路大震災でも明らかとなったように、災害応急対策活動を迅速に行うためには、事前にその活動拠点を確保することが重要である。

また、平常時には、消防職員はもとより各市町消防団員の各種訓練・研修が可能な訓練施設（訓練塔、部隊活動訓練スペースなど）として活用し、災害発生時に取るべき行動等について理解し、広域的に各部隊が連携して活動できる体制を構築することが重要である。

2 施策の方向性（目的）**(1) 消防庁舎の再整備と執務環境の改善**

防災拠点としての機能を継続的に維持していくため、喫緊の課題である老朽化した庁舎の再整備及び耐震化未実施庁舎の改修を行うほか、劣悪な執務環境の改善を行う。

(2) 消防署所の統合等による再整備の推進

より効果的かつ効率的な消防行政サービスの提供が図られるよう地域の実情を勘案した施設整備及び各署所の適正な部隊（人員）配置を推進する。

また、消防署所の再整備にあわせ、受持ち区域の見直しを行い、より効果的かつ効率的な消防署所等の適正配置（統廃合建設整備等）を計画的に実施する。

(3) 広域的総合防災拠点施設の研究

県西地域全体の消防・防災力を強化するため、関係市町はもとより国や県等を含めた広域的事業として、広域的総合防災拠点施設の整備について研究する。

3 主な事業内容

実施事業	事業概要
消防庁舎再整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎の老朽化が著しい消防署所を優先的に統合再整備する。 ・消防署所の再整備にあっては、庁舎の移転等により効果的かつ効率的な署所配置を図る。 ・消防署所の再整備にあわせて、劣悪な執務環境の改善を図る。 ・国や県等を含めた広域的事業として広域的総合防災拠点施設の整備を研究する。

消防署所については、消防力の整備指針（消防庁告示）にもとづき、都市形態の変化や市街地の形成状況、都市計画道路の整備状況、更には「消防力適正配置調査報告書 *」による科学的分析結果等を踏まえ、老朽化や耐震上の理由などで再整備が必要な消防署所を整備する。

現在、再整備を進めている成田出張所（国府津出張所、西大友出張所の移転統合再整備）、岡本出張所（現地再整備）を円滑に進めるほか、今後、消防力の効果的かつ効率的運用が期待でき、かつ老朽化等により再整備が必要となっている荻窪出張所、栢山出張所、足柄消防署、松田分署及び山北出張所の5署所を適正配置により4署所に統合再整備する方向で検討を進める。

再整備にあたっては、消防力を総合的に向上させるため、既存施設の再編などによる配置の見直しを行う。なお、限られた期間の中で、署所全体を対象とした再整備計画は現実的ではないことから、再整備対象署所を明確にして確実な整備を推進するものとする。

※ 消防力適正配置調査…（一財）消防科学総合センターにおいて、管轄区域の人口データや過去の災害データ、道路データ等をもとに、現有消防力を効果的かつ効率的に配置するため、科学的に分析・検証を行った調査。

4 施策推進上の課題

消防庁舎等の整備には多額の経費が必要となることから有効な財源の確保に努める必要がある。

また、事業用地を新たに確保しなければならないことから、事業の遅延を招かぬよう早期に候補地の選定に着手しなければならないほか、円滑に用地事務を進める必要がある。

1-3-2 消防施設維持管理事業

担当課	消防総務課	関連事業	1-3-1 消防庁舎再整備事業
-----	-------	------	-----------------

1 現状と課題

国の告示である「消防力の整備指針」では、「消防本部及び署所の庁舎は、地震災害時において災害応急対策の拠点としての機能を適切に発揮するため、十分な耐震性を有するよう整備するものとする。」とされている。これは、消防本部や署所等の庁舎については、災害発生時における重要拠点としての機能を維持し、円滑な活動を確保するために一般の行政庁舎よりも上回る耐震性を有するよう整備することが前提であり、耐震性能の低い施設や老朽化の進んでいる施設の設備については早急な改修や改善が求められる。

一方、小田原市においては、今後の厳しい財政状況の中、公共建築物に係るこれまでの取組を踏まえながら、施設の安全・安心な利用、持続可能な行政サービスの提供を実現するため「小田原市公共施設再編基本計画」を策定し、複合化や統廃合を含めた施設の機能・配置の適正化及び総量縮減を進めていく方針である。

消防行政においても将来的な消防施設のあり方や施設規模の見直し、消防機能の集約化や施設の長寿命化といった効率的な消防施設等の維持管理方法等の検討を行うことが必要である。

2 施策の方向性（目的）

消防庁舎再整備事業と整合を図りつつ、消防庁舎（消防本部、消防署、分署及び出張所等）及び設備等を適正に維持・管理するとともに、計画的に長寿命化を図るべく比較的大規模な改修工事等を実施し、持続可能な消防サービスの提供及び防災拠点としての機能強化及び消防活動の効率化を図る。

消防庁舎は24時間常に稼働しており、一般的な公共施設と比べ、機械・電気設備や水回りの老朽化の進行が早いことから、築20年を目安に大規模な設備改修等を計画していく。

また、消防広域化等により消防本部（小田原消防署）の収容人数が増加し、執務室の他、更衣室や仮眠室、トイレや倉庫といった諸室スペースが狭隘なことから長寿命改修に併せて効率的な諸室レイアウトの見直し等を行い、職員の執務環境の向上を図る。

3 主な事業内容

実施事業	事業概要
消防施設維持管理事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常時万全な体制で消防活動が行えるよう、消防庁舎及び消防車両等の維持・管理を行う。 ・ 市が導入する公共施設包括管理業務委託により、消防庁舎の保守点検業務の一部を包括的に行う。
消防庁舎等改修事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長寿命化や、執務環境の改善を図るため、消防庁舎の改修工事等を実施し、防災拠点としての機能強化及び消防活動の効率化を図る。 ・ 消防署所の再整備又は庁舎改修に合わせ女性消防職員の職域と配属先の拡充を図る。

4 施策推進上の課題

比較的規模の大きい消防庁舎等の改修工事時には、一時的に通常機能が保てない状況が発生することから、出動の遅延等、消防活動に支障を及ぼすことのないよう留意する必要がある。

1-3-3 消防水利施設等整備事業

担当課	警防計画課	関連事業	
			—

1 現状と課題

地震の発生により同時多発的に火災が発生した場合、消火栓や防火水槽等の消防水利が使用できなくなることが懸念されている。予防策として災害時に使用できる消防水利を十分確保しておくことが重要であり、耐震性を有する防火水槽を整備することは初期消火体制を構築するうえで必要不可欠となっている。

また、消火栓、防火水槽等の経年劣化による腐食、破損がでてきており、有事の際に有効に使用できるよう修繕が必要である。

2 施策の方向性（目的）

住民の生命、身体及び財産を守るため、消火活動上、必要な消火栓、耐震性貯水槽を計画的に整備し、火災による被害の軽減を図るとともに、有事の際に有効に使

用できるように管轄区域全体の水利整備状況等の把握に努める。

3 主な事業内容

実施事業	事業概要
消防水利施設等整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震性防火水槽及び消火栓等の水利を計画的に整備する。 ・消火活動時に支障がないように現状の水利の維持管理をする。 ・防火水槽の耐震化・長寿命化を実施する。

4 施策推進上の課題

消防水利事務については、広域化に伴う消防事務の委託対象にはならず、管内全域の整備計画では、整備主体である2市5町の所管課と十分な調整が必要となる。

1-3-4 情報通信施設整備事業

担当課	情報司令課	関連事業	
			1-3-1 消防庁舎再整備事業

1 現状と課題

災害時において、迅速かつ的確な消防活動を実施するためには、平素から防災情報の収集など、災害情報の伝達体制を確立し、消防機関全体の有機的かつ一体的な消防活動を常時確保しておくことが極めて重要である。

このため、119番通報の受付、出動指令、さらに消防部隊の管制、現場活動支援等を効率的に行うための消防情報指令システムについては、ハード、ソフト両面において、常に最適な状態にあることが必要である。

また、今後、情報通信技術の発達にあわせて、本市の消防情報指令システムの更なるバージョンアップや、システムの増設等が必要となる可能性がある。

2 施策の方向性（目的）

多種多様な災害通報（119番通報）等を受信、災害地点特定、直近消防隊への出動指令に至る業務を的確に行い、消防隊の迅速かつ確実な現場到着を実現するための消防情報指令システム等を適切に維持管理、運用し、常時あらゆる災害から住民の生命、身体を守り、財産の被害の軽減を図る。

3 主な事業内容

実施事業	事業概要
情報通信施設整備事業	・住民等からの緊急通報に対し、迅速・的確な出動指令を出せるように消防情報指令システム等について最適な状態を確保し、救命率の向上及び各種災害による被害の軽減を図る。

4 施策推進上の課題

情報通信機器のメンテナンス、オーバーホール、更新において多額の費用がかかるほか、通信運搬費を含む維持・管理経費（ランニングコスト）が高額となる。



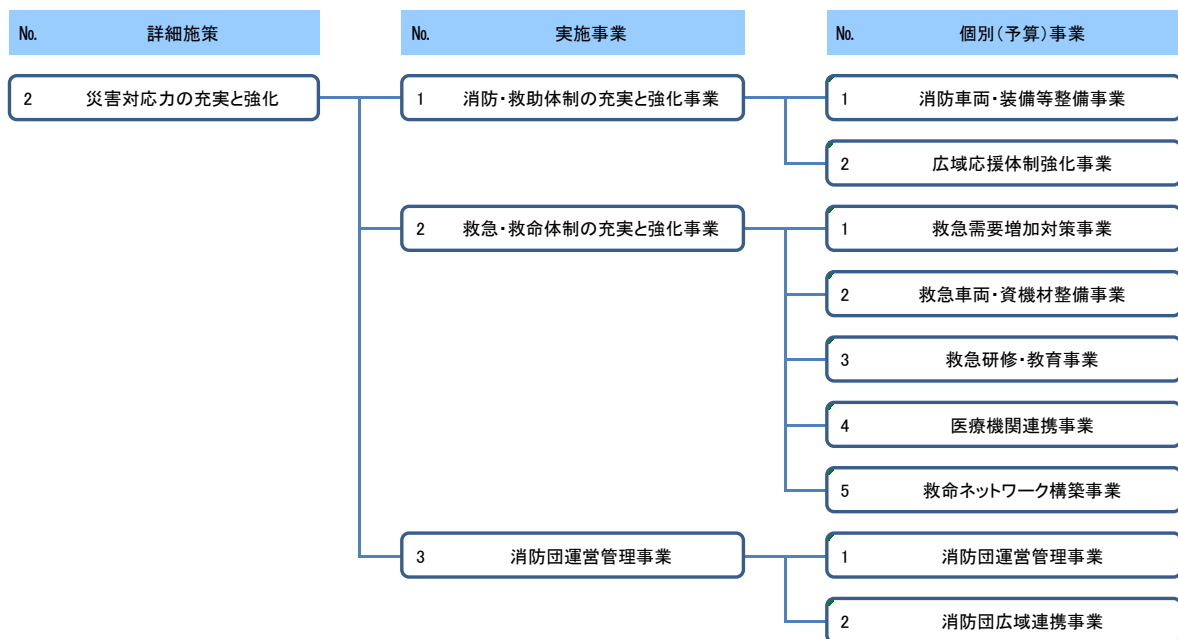
2 災害対応力の充実と強化

今日まで消防体制については、消防署所や消防車両といった消防力の基盤整備を中心に事業推進を図ってきたが、専任職員が十分に配置できていない等、厳しい部隊編成での運用が続いている。

しかし、消防の広域化による管轄区域の拡大や災害の複雑化・多様化、救急需要の大幅な増加等に伴う災害対応力の充実と強化は必要不可欠であり、消防活動の安全管理体制及び救助体制の充実を図ることは喫緊の課題である。

消防体制の充実・強化については、限られた人員を効率的に配置し、車両や資機材を効果的に運用する必要があることから、社会情勢を的確に判断し、消防需要に見合った消防力を整備していく。

【「2 災害対応力の充実と強化」に係る施策体系図】



2-1 消防・救助体制の充実と強化事業

消防・救助体制の充実と強化を図るため、消火・救助業務に係る体制整備や職員の能力向上等、消防防災・危機管理体制の強化を図るほか、消防車両等の更新整備を行い、多種多様な災害に対応可能な体制を構築する。

2-1-1 消防車両・装備等整備事業

担当課	警防計画課 警防第1・2課	関連事業	2-2-2 救急車両・資機材整備事業
-----	------------------	------	--------------------

1 現状と課題

災害が大規模・高度化・特殊化し、また住民ニーズの多様化など、近年、消防を取り巻く災害の形態は急速に変化しており、この変化に的確に対応するため、消防力の充実強化を図っていく必要がある。

消防車両以外、消防施設等は更新がほとんど出来ない状況で老朽化し、本来の機能が発揮できないものが多いことから、災害対応力の高い車両への更新、先進的な消防装備、各種資機材の整備が必要であるため、計画的に整備を推進していく必要がある。

2 施策の方向性（目的）

複雑多様化する災害への対応や車両の老朽化に伴う消防力の低下を防ぐため、車両及び資機材等の更新・整備を行う。

3 主な事業内容

実施事業	事業概要
消防車両整備事業	<ul style="list-style-type: none"> 車両更新計画に基づき更新・整備を行う。 （車両更新計画の見直しを検討する。） 計画的な更新により、車両数の適正化を図る。
消防・救助等資機材整備事業	<ul style="list-style-type: none"> 規格の統一や職員の活動時の安全性や運動性等を考慮し、時代のニーズに見合った資機材の導入を図る。
水防施設・資機材整備事業	<ul style="list-style-type: none"> 水防活動の拠点となる水防倉庫に、各種災害に対応した資材の必要量を確保する。

4 施策推進上の課題

消防車両数の適正化、資機材の規格の統一等を図るには、一定の期間が必要となる。

2-1-2 広域応援体制強化事業

担当課	警防計画課	関連事業	—
-----	-------	------	---

1 現状と課題

現在、緊急消防援助隊には、消火隊を始めとして、救助・救急・はしご・水難・後方支援の各部隊を登録し、広域応援体制の強化に努めているところであるが、長期間にわたり部隊を被災地派遣するための資機材が不足している状況であり、計画的な整備が必要である。

また、近年の大規模化・特殊化する災害に対応するため、近隣はもとより、県内の各消防本部等との連携体制の強化が必要であり、定期的・効果的な合同訓練を実施することにより、緊急消防援助隊を始めとして、広域応援体制の強化を図る必要がある。

2 施策の方向性（目的）

広域的大規模災害に対応するため、緊急消防援助隊等の装備品の充実や広域応援訓練等を実施することにより、応援、受援体制の充実強化を図る。

3 主な事業内容

実施事業	事業概要
広域応援体制強化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的大規模災害に対応するため、緊急消防援助隊等の装備品の充実を図る。 ・広域応援訓練等を実施することにより、応援、受援体制の充実強化を図る。

4 施策推進上の課題

消防の広域化により、小田原市消防本部の組織規模が拡大したことで、広域応援時に各消防本部を取りまとめる役割も多くなったことから、自らの装備品等の整備だけでなく、統括部隊訓練等の活動面での体制強化も必要となっている。

2-2 救急・救命体制の充実と強化事業

高度な救命処置を行う救急救命士の計画的な養成と高規格救急車や高度救命資機材の整備を進め、救急業務の高度化の推進に努める。

また、住民に対する各種の普及講習を開催し、応急手当の普及啓発を図るほか、救急車の適正利用について啓発活動を実施する。

2-2-1 救急需要増加対策事業

担当課	救急課	関連事業	2-2-5 救命ネットワーク構築事業
-----	-----	------	--------------------

1 現状と課題

今後、高齢化の更なる進展や住民意識の変化に伴い、救急需要が増加し続けることが予想され、地域によっては、更に現場到着時間が延伸し、救命率に影響がでることが危惧されている。

また、住民に対して、救急車が必要な状態について啓発し、「救急車の利用のしかた」を定着させることが救急需要対策の原点であることから、住民の理解を得るための積極的な広報活動を展開する必要がある。

2 施策の方向性（目的）

救急需要が増大することで、救急隊の現場到着時間の延伸など、住民に不利益が及ぶことがないように、救急車の上手な使い方について理解を深め、緊急性の高い傷病者の救命率の向上を図る。

3 主な事業内容

実施事業	事業概要
救急車適正利用推進事業	・救急車の上手な利用について（正しい利用の協力について）、広報・啓発活動を行い、リーフレットの配布等を実施する。
民間救急事業者活用事業	・継続して、緊急性のない患者を搬送する民間の事業者の認定を進める。

4 施策推進上の課題

家庭における「緊急度判定」や救急医療におけるICT利活用の一環として、消防情報指令システムと連動したトリアージシステムについても検討する必要がある。

2-2-2 救急車両・資機材整備事業

担当課	救急課	関連事業	2-1-1 消防車両・装備等整備事業
-----	-----	------	--------------------

1 現状と課題

救急に対する需要は近年著しく増加しており、救急サービスに対する住民の期待と信頼は極めて高いものがあるといえる。また、令和7年（2025年）以降の高齢化のピークに向けて救急需要は今後もより一層増加するものと考えられている。

現在救急車1台あたりの平均走行距離は1年間に25,000キロメートルとなっているが、今後救急出動件数に比例して走行距離が増加すると救急車の故障等が発生しやすくなる。

2 施策の方向性（目的）

救急車を計画的に更新し、整備するとともに、高度救命処置用資機材の整備や感染防止用資機材の整備を行う。また、消防隊の救急資機材を整備する。

なお、署所の適正配置の検討に併せ、救急需要に応じた救急隊の適正な配置を検討していく。

3 主な事業内容

実施事業	事業概要
高規格救急自動車更新・整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・車両更新計画に基づき更新・整備を行う。 ・計画的な更新により、車両数の適正化を図る。
救命処置用資機材等整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・規格の統一や職員の活動時の負担等を考慮し、時代のニーズに見合った資機材の導入を図る。

4 施策推進上の課題

高度救命処置用資機材は、定期的な保守点検が必要となる。また、出動件数の増加に伴い、更新年数の短縮や車両数の適正化について検討する必要がある。

2-2-3 救急研修・教育事業

担当課	救急課	関連事業	1-2-2 消防職員・教育訓練事業 2-2-4 医療機関連携事業
-----	-----	------	-------------------------------------

1 現状と課題

現在救急救命士は、資格取得後に2年に1回程度の再教育病院実習やメディカルコントロール協議会による生涯教育を行っている。いずれも救命救急センターや救急医の指導のもとで実習・研修を行っており、救急隊が医療機関へ搬送し、初期治療に当たる上で必要な情報、応急処置を理解するために有効である。救急医療は年々高度化しており、それに伴い救急隊員(救急救命士)に求められている知識、技術も高度なものとなっている。

救急救命士の教育研修の場は確立されているが、その他の救急隊員の教育は限られている。今後は消防職員全体が救急の知識を深め、高度救命処置を理解し、現場で補助する能力が必要とされるため、救急救命士の指導のもと教育を行う必要がある。

2 施策の方向性(目的)

計画的な救急救命士の採用及び救急救命士を養成し、救急隊1隊に複数の救急救命士が乗車できる体制を整備する。また、気管挿管、薬剤投与などの資格取得研修や病院実習などを継続して行うとともに指導救命士を養成し、所属における教育訓練体制の充実と救急隊員の知識・技術の向上を図る。

3 主な事業内容

実施事業	事業概要
救急隊員教育訓練事業	<ul style="list-style-type: none"> ・救急救命士を計画的に養成する。また、次の実習に派遣し、救急隊員の資質向上を図るとともに、指導救命士を養成し、教育訓練体制を整備する。 ①救急救命士就業前病院実習 ②救急救命士再教育病院実習 ③気管挿管病院実習 ④ビデオ喉頭鏡資格取得実習 ⑤拡大処置研修(2行為)

4 施策推進上の課題

教育訓練期間中に、救急救命士等の職員が不足しないよう留意する必要がある。

2-2-4 医療機関連携事業

担当課	救急課	関連事業	2-2-3 救急研修・教育事業
-----	-----	------	-----------------

1 現状と課題

地域住民の高齢化が進み、地域医療の充実・高度化が求められる中、救急需要は増加する傾向にある。消防業務全体に占める救急業務の割合が大きくなってきており、メディカルコントロール体制に基づく、検証・研究により救急隊員の資質の向上を図り、救急業務の高度化に対応した救急体制を確立する。救急の需要は高齢化の進展による重症傷病者の増加など、更なる事業の拡大が見込まれるので、救急隊員の救急医療における応急処置等の資質向上は不可欠である。

救急救命士の臨床教育（病院実習）は、東海大学医学部附属病院、小田原市立病院、神奈川県立足柄上病院と協定を締結し、その目的（就業前、認定実習、再教育別）に沿って職員を派遣し行っているが、現状として再教育を履行できない救急救命士が発生している。

また、臨床教育、再教育体制が複雑化しており、救急隊員の技術水準は、個々の資質に依るところとなっている状況があることから、救急隊員全体の技術水準の向上を図り、重篤傷病者の救命率を向上させるため、救急隊員の臨床教育、再教育を一元化し、本市の医療部門及び医療機関と一体となった救急サービスを展開する必要がある。

2 施策の方向性（目的）

（1）救急ワークステーションの整備

「救急ワークステーション」とは、医療機関と消防機関が連携し、病院内で実習を行い、救急隊員の知識・技術の向上を目的とした「教育」の拠点である。救急ワークステーションには指導救命士を配置し、医師・看護師とともに病院実習等を通して教育・指導を行い、スペシャリストの救急救命士を育成する施設として活用していく。

また、救急ワークステーションの救急隊は、病院が拠点のため、必要に応じて医師・看護師が救急救命士と一緒に救急車に同乗し「ドクターカー」として運用する

ほか、多数傷病者が発生した場合には、スムーズに救急活動が行えるよう他の救急隊の統制が図れるよう運用方法について検討を行う。

まずは、派遣型救急ワークステーションの運用から開始し、最終的には小田原市立病院の再整備事業に合わせて、「(仮称)小田原市消防本部救急ワークステーション(常駐型)」を設置していく。

(2) 病院前救護体制強化

医療機関との合同研修・訓練を行い、連携の強化を図る。また、救急救命士に対する指示体制の充実及び救急活動の医学的な観点による検証を行い、救急救命処置の質の向上を図る。

3 主な事業内容

実施事業	事業概要
救急ワークステーション整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・救急救命士等の教育研修の場として、また、医師や看護師など院内医療従事者との連携により効果的な救急医療を実施するため、救急ワークステーションを設置する。 ・まず、派遣型(救急隊員と救急車を病院に派遣し、病院内で研修を行う方式)で運用開始し、新病院建設事業に合わせ、常駐型(病院内に救急隊の拠点となる施設を設置して運用する方式)へと移行する。
病院前救護体制強化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・メディカルコントロールに登録されている指示医師によって、救急救命士が行う特定行為に具体的指示、指導・助言を実施する。 ・救急活動記録票に基づき、検証医師による救急活動全般の検証を実施する。

4 施策推進上の課題

救急ワークステーションを整備するまでの間は派遣型の運用について検討していくが、運用にあたっては、救急隊の出場状況により、救急ワークステーションへの派遣が困難となる可能性がある。

救急救命士の増加や救急救命処置の処置範囲拡大を受け、事務量の増加が懸念される。また、傷病者の適切な搬送を行うためには、地域の救急医療機関との連携を推進する必要がある。

2-2-5 救命ネットワーク構築事業

担当課	救急課	関連事業	2-2-1 救急需要増加対策事業
-----	-----	------	------------------

1 現状と課題

応急手当の普及啓発については、「小田原市応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」に基づき実施している。応急手当講習には様々なニーズ（時間・場所・人数）があり、それらに対応するためには、応急手当普及員のより一層の養成及び再任用職員による指導体制を整えるとともに、講習開催を円滑に実施するための資機材や教材の整備が必要である。

2 施策の方向性（目的）

救命講習等の普及啓発活動を継続して実施することにより、住民の応急手当により傷病者の症状の悪化防止や緊急性の高い傷病者に対しての迅速な救命手当の実施を推進する。

3 主な事業内容

実施事業	事業概要
救命講習実施事業	・住民に対し、救命講習等の指導を行い、応急手当の知識・技術を広く住民に普及する。
AED設置促進事業	・管内の事業所等が設置したAEDについて、事業者の承諾を得て住民に周知することで「救命の連鎖」の構築を支援する。

4 施策推進上の課題

心肺蘇生ガイドラインは5年ごとに変更されるため、訓練用AEDトレーナーのバージョンアップ等を実施する必要があることから、事業費が変動する可能性がある。

2-3 消防団運営管理事業

消防団の持つ地域密着性、要員動員力、即時対応力を最大限に発揮できるよう、消防団員の確保、施設整備、装備整備等の充実強化を推進する。

また、管轄する2市5町の消防団と常備消防との災害対応に係る広域的連携訓練を実施する。

2-3-1 消防団運営管理事業

担当課	消防課（小田原消防署） 消防総務課	関連事業	2-3-2 消防団広域連携事業
-----	----------------------	------	-----------------

1 現状と課題

消防団は、地域の安全と安心を守る地域防災組織の要として、火災活動や地域の防災活動等に重要な役割を担っている。特に、東日本大震災以降、防災意識の高まりに加え、消防団に寄せられる期待も大きくなっており、一層の有事即応性や組織の充実強化が求められている。

こうした中、消防団員確保が困難となってきているほか、近年における就業構造や産業構造の変化等から、消防団員に占める被雇用者の割合が増加し、昼夜の地域防災力に差異が生じている等、全市的な観点から消防団の組織力向上に努める必要がある。

また、分団詰所や分団器具置場等の消防団施設では、厳しい財政状況を背景とする再整備遅延に伴って、その使用年数の長期化による施設の老朽化が顕著となっているほか、会議室（待機所）や車両・ホース洗場、ポール式ホース乾燥塔等が確保されていない消防団詰所があるなど、消防防災力の低下や維持管理における消防団員の負担増加などが危惧されており、消防団員が活動しやすい施設整備が課題となっている。

2 施策の方向性（目的）

消防団組織については、地域の特性も考慮しながら消防団組織の再編等を視野に入れて計画的かつ柔軟に消防団施設の統廃合や整備を進め、消防団の組織力向上に取り組む。

また、消防団員の就業形態が大きく変化し、消防団員の被雇用化が増大してきていることから、事業所又は団体等との消防防災に係る協力体制を進めるほか、機能別消防団員制度の導入など、消防団に入団しやすい環境を整えることにより、消防団の活性化を推進する。

【消防団事業について】

各市町の「消防団」は、消防組織法に基づき各市町が管理することとなっており、地域に密着した多様な活動を行う必要があることから消防事務委託の対象外となっている。
このため、本計画における消防団事業については「小田原市消防団」に係る事業計画となる。

3 主な事業内容

実施事業	事業概要
消防団運営管理事業	<ul style="list-style-type: none"> 消防団員の処遇を改善し、人材を確保するとともに、消防団が安全に活動をできるように、必要な被服等を更新し、必要数を配布する。 消防団の組織力向上を図るため、消防団組織再編等について検討する。
消防団車両・資機材整備事業	<ul style="list-style-type: none"> 消防団車両、小型動力ポンプ、ホースなどを計画的に更新するとともに、安全かつ有効な活動ができるように、資機材を配備する。
消防団施設維持管理事業	<ul style="list-style-type: none"> 老朽化している分団詰所を計画的に更新するとともに、不備箇所の修繕を進め、大規模災害時の拠点としての機能向上を図る。

4 施策推進上の課題

消防団組織の再編等を視野に入れた計画の策定が必要となる。

2-3-2 消防団広域連携事業

担当課	消防総務課	関連事業	2-3-1 消防団運営管理事業
-----	-------	------	-----------------

1 現状と課題

常備消防については広域化されたが、消防団については各市町で所管している。災害現場で協力して円滑な活動をするためには、合同訓練や定期的な連絡会議の開催等により日ごろから顔の見える関係の構築が必要となっている。

2 施策の方向性（目的）

合同訓練等を通じて、管轄する2市5町の消防団と常備消防との連携強化を図る。

3 主な事業内容

実施事業	事業概要
消防団広域連携事業	・管轄する2市5町の消防団と常備消防との災害対応に係る広域的連携訓練を実施する。

4 施策推進上の課題

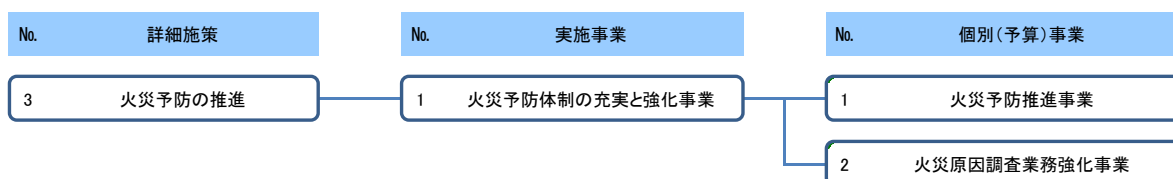
地域の実情に応じた連携の確保を図ることが必要となるほか、各市町防災所管との連携の確保も必要となる。

3 火災予防の推進

火災予防対策については、昭和23年の消防法制定以来、目まぐるしく変化する社会経済情勢の中、数々の大規模火災を教訓として、立入検査及び違反是正、消防同意、防火管理制度、防災規制、住宅防火対策、危険物規制、消防用設備等の設置・維持基準、消防用機械器具の検定制度等に係る消防法令の整備が進められてきた。火災予防の効果的な推進のためには、消防機関だけではなく、他の行政機関や事業所、地域、更には住民が、それぞれ自らの責任と役割分担を認識し、相互に協働して総合的な連携を図ることが重要である。

予防業務は、科学技術の進歩による産業の高度化及び社会情勢の複雑化、多様化により、予防要員に必要とされる知識や求められる技量も高度化しており、限られた人員の中で効率的かつ効果的な業務を遂行できるように体制を構築していく必要がある。

【「3 火災予防の推進」に係る施策体系図】



3-1 火災予防体制の充実と強化事業

立入検査業務、違反処理体制を強化し、防火対象物を住民の安全な利用に供するために、出火防止及び防火管理体制の確立を目指す。また、火災原因調査業務を強化することにより精度を向上させ、調査結果やその他統計データの活用により火災予防広報の充実を図り、防火意識の更なる普及・啓発を行い、事業所においては自主保安体制の向上を促進する。

また、効果的な予防業務を実施していく上で、予防要員の育成を行い、併せて高度な教育を施すことにより予防業務の水準を高める。

3-1-1 火災予防推進事業

担当課	予防課	関連施策
		3-1-2 火災原因調査業務強化事業 3-1-3 予防要員育成強化事業

1 現状と課題

火災の原因は放火によるものや火の不始末に起因するものが多く、火災を予防するためには、住民一人ひとりの防火意識の高揚を図る必要があるため、火災予防広報を効果的に展開することは重要な事業である。

大規模な防火対象物、危険物施設は、火災などの災害発生の際に、その施設のみならず周辺地域の住民及び環境、あるいは経済活動に甚大な被害をもたらすおそれがあるため、尊い生命と財産の被害を少しでも減らすよう、立入検査を継続し防火指導の充実と法令違反の是正促進を図る必要があるとともに、事業所などに対しては事業所の形態に応じた防災講演や消防訓練の充実を図る必要がある。

予防業務は、限られた人員の中で可能な範囲で行っている状況であるため、立入検査の実施率及び違反是正の実効性が十分な水準に達していない。

2 施策の方向性（目的）

立入検査業務及び違反処理体制を強化し、法令違反の是正に努める。また、防火意識の更なる普及・啓発を行うため、火災予防広報の充実を図り、特に事業所における自主保安体制の向上を促進する。

3 主な事業内容

実施事業	事業概要
違反処理業務強化事業	<ul style="list-style-type: none"> 立入検査等で判明した法令違反のある防火対象物及び危険物施設の違反是正を促進し、火災等による被害の減少及び防火・防災意識の向上を目指す。
火災予防広報事業	<ul style="list-style-type: none"> 住民等に対し、様々な機会を通じ出火防止を最重点とした防火意識の普及・啓発を行う。特に火災予防運動期間には実施計画に基づき取り組みを強化する。 事業所の形態に応じた防災講演を開催するほか、高度な総合訓練を実施し指導することで、自主保安体制及び安全管理の向上を図る。

4 施策推進上の課題

火災予防広報は住民周知というより、むしろ積極的かつ広範囲に展開すべき性質を持っているので、組織全体で取り組むべき事業であり、そのためにも立入検査等を実施する体制の整備や担当職員の資質向上のための育成計画の検討、構築が必要である。

3-1-2 火災原因調査業務強化事業

担当課	予防課	関連施策
		1-2-2 消防職員教育・訓練事業 3-1-1 火災予防推進事業 3-1-3 予防要員育成強化事業

1 現状と課題

消防の広域化に伴い、消防部隊等も火災原因調査業務を行う体制としたため、調査に必要な資機材が不足している。

また、従来の火災原因調査業務は、火災原因を判定するための判断基準が調査員の経験と知識に基づくことが多く、後ろ盾となる科学的根拠による調査体制が十分に確立されていないのが現状である。

近年、特に製品からの出火事例は、住民等の関心が高まりつつあること及び使用者と製造業者の利害に深く関係しており、より正確な火災原因の究明が求められていることから、職員の更なるレベルアップを図るための研修会等及び調査に必要な専門的な資機材の整備が必要となっている。

2 施策の方向性（目的）

火災原因調査業務の更なるレベルアップを図るために、研修会等を定期に実施するとともに、火災原因調査業務に必要な資機材を各部隊に整備し、調査能力を平準化及び向上させ、判明した火災原因の調査結果を、今後の火災予防広報を始めとする諸施策及び警防業務に反映させる。

3 主な事業内容

実施事業	事業概要
火災原因調査業務強化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・精度の高い火災原因調査を実施するために、資機材の整備を進める。 ・火災調査科（消防大学校、県消防学校）へ派遣し、高度な教育を施す。 ・内部研修会の実施及び外部研修会等への派遣など、人材の育成を図る。

4 施策推進上の課題

大規模・特殊火災等に係る火災原因調査については、消防本部の対応力を補うために国による原因調査の体制が整備されているので、制度活用のための指針を定めておく必要がある。一方、通常の火災に係る原因調査については、専門的知識及び経験を有する人員不足から知識、技術の継承が進んでいない。また調査に必要な高度な資機材を導入し、活用するためのスキルアップも求められている。

火災原因調査業務を実施する体制の整備や担当職員の資質向上のための育成計画の検討、構築が必要である。

第 3 章 財政計画

1 消防財政の現状と課題

1-1 消防費の構成

(1) 広域消防事業特別会計

管轄する2市5町に係る消防費については、消防事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、消防の広域化に併せて設置された「広域消防事業特別会計」において経理されている。

(2) 小田原市一般会計（消防費）

小田原市に係る非常備消防費（消防団関係）や消防水利、水防費については、「小田原市一般会計」において経理されている。

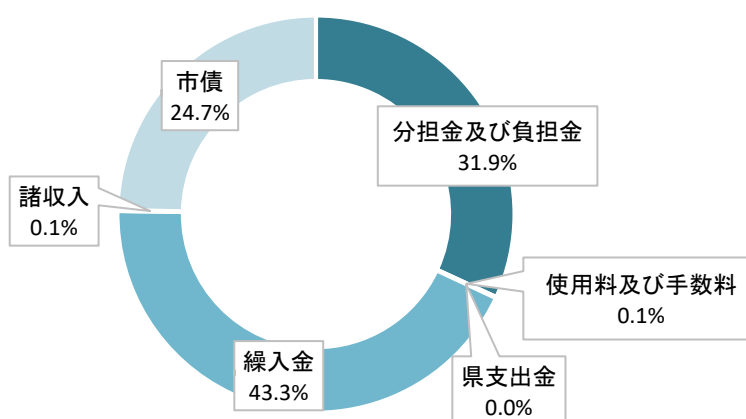
1-2 消防運営にかかる財源（広域消防事業特別会計）

消防財源のほとんどは、小田原市一般会計からの繰入金及び受託市町の負担金で成り立っていることから構成自治体の財政運営状況により消防運営に影響を及ぼす可能性がある。

また、庁舎や車両等、高額な消防施設に係る経費は、地方債による特定財源の活用で成り立っている。

その他、高速道路にかかる救急支弁金、消防防災施設整備や緊急消防援助隊設備整備に伴う国庫補助金や県支出金、その他危険物施設の許可等の事務手数料等がある。

平成31年度予算(歳入科目別内訳)



1-3 性質別歳出の動向（平成29年度決算）

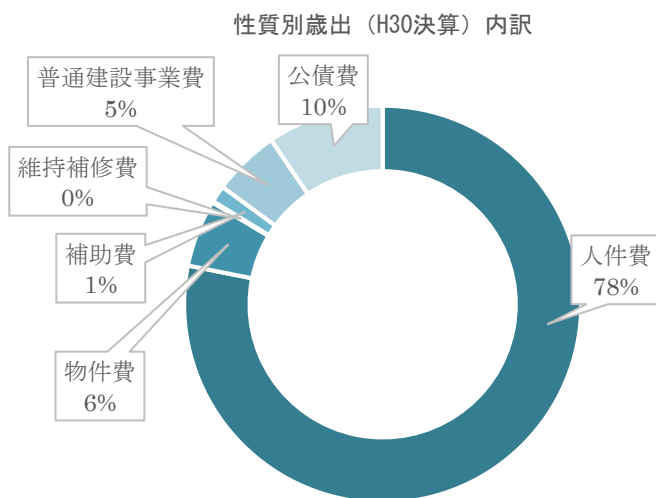
財政状況（歳出）については、消防費のおおよそ80%を人件費が占めており、地域手当の増加等、今後の給与改定の動向によっては、更に人件費が増加するこ

とも想定される。

物件費については、基本的に更新整備を原則としていることから一定の水準で平準化されており、今後も節約に努め比率を保つことが必要である。

普通建設事業費については、消防庁舎の再整備や消防情報指令システムの更新など大規模事業が含まれている。

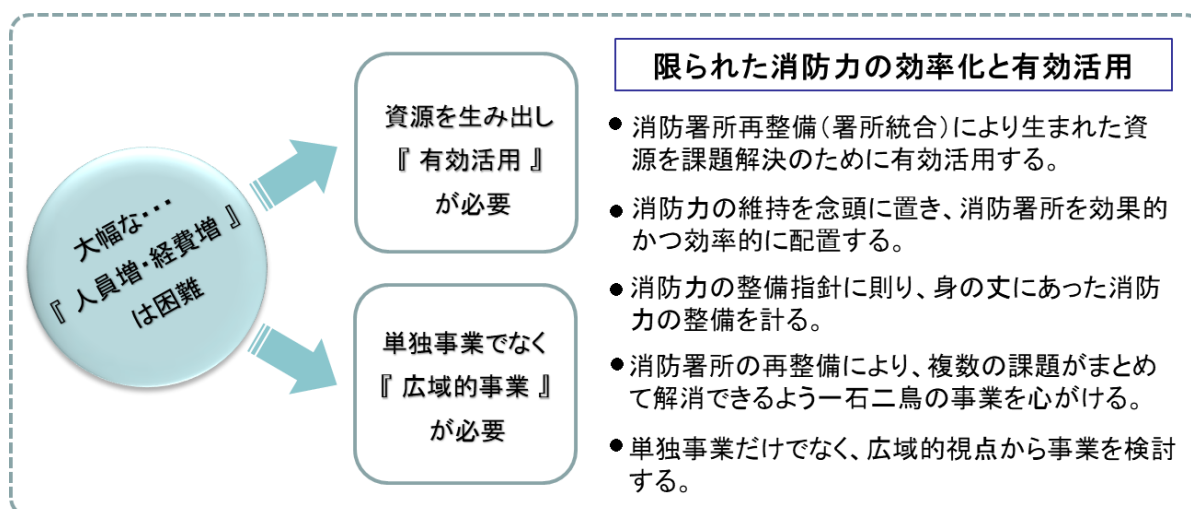
公債費については、後年度において大きな財政負担となることが予想されるため、長期的な展望のもとで計画的に事業を実施していく必要がある。



2 消防財政の今後の見通し

2-1 今後の方向性

今後、更なる人口減少及び高齢者の増加により、税収財源の低下が想定される中、消防が持続的な消防サービスを提供していくためには、消防組織の再編等により身の丈にあった効率的かつ効果的な組織作りを進めていく必要がある。



2-2 財政見通し

基本的には、現状維持をベースとし、財政の平準化を念頭に置きつつ中長期的な視点で各種事業を推進するものとするが、財政に影響を及ぼすものとして次のことが想定される。

(1) 消防庁舎の再整備

老朽化等により、大規模災害時に防災拠点としての機能が果たせない可能性が高い消防庁舎について早急に整備する必要がある。

消防庁舎の再整備には多額の事業費がかかるため、署所統合等により事業費の削減を図るが、用地取得に係る一定の経費が必要となる。

(2) 消防庁舎の改修

消防庁舎は24時間常に稼働しており、一般的な公共施設と比べ、機械・電気設備や水回りの老朽化の進行が早いことから、大規模な設備改修等を実施していく必要がある。

(3) 公債費の将来動向

今後、消防庁舎の再整備や消防情報指令システムの更新など大規模事業の実施により、公債費の増加が見込まれる。

(4) その他

事務用消耗品費の節減に努めるほか、庁用の照明を節電効果のある電灯、電球へ随時交換していくなど光熱水費の節減に努める。

また、備品の購入及び買い替えについては、必要性、緊急性を精査し、必要なものだけを購入することとし、使用期間の決まっていない備品については、使用、取扱いに十分注意し、備品の長期使用を心がけるなど、経費の削減に努める。